

第百三十二回 参議院地方行政委員会會議録第六号

平成七年三月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月七日

大脇 雅子君

風間 紀君

三月八日

中村 鋭一君

三月十日

上野 雄文君

三月十三日

青木 薪次君

三月十四日

浜四津敏子君

三月十五日

和田 教美君

三月十六日

高崎 裕子君

有働 正治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

岩本 久人君

鎌田 要人君

岩崎 昭弥君

釘宮 馨君

補欠選任

山口 哲夫君

統 訓弘君

補欠選任

小林 正君

補欠選任

青木 薪次君

補欠選任

上野 雄文君

和田 教美君

補欠選任

浜四津敏子君

補欠選任

高崎 裕子君

有働 正治君

補欠選任

高崎 裕子君

委員

石渡 清元君

鈴木 貞敏君

関根 則之君

服部三男雄君

真島 一男君

松浦 功君

上野 雄文君

篠崎 年子君

山口 哲夫君

渡辺 四郎君

小林 正君

統 訓弘君

浜四津敏子君

高崎 裕子君

西川 潔君

野中 広務君

國松 孝次君

山本 博一君

中田 恒夫君

秋本 敏文君

二橋 正弘君

吉田 弘正君

遠藤 安彦君

佐野 徹治君

滝 実君

佐藤 勝君

説明員

大蔵省主計局主計官

建設省道路局国道第一課長

辻 靖三君

三國谷勝範君

本日開会に付した案件

○古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方行政の改革に関する調査

(平成七年度の地方財政計画に関する件)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(閣法一六号)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(閣法三九号)

○委員長(岩本久人君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る七日、大脇雅子君及び風間紀君が委員を辞任され、その補欠として山口哲夫君及び統訓弘君が選任されました。

また、去る八日、中村鋭一君が委員を辞任され、その補欠として小林正君が選任されました。

また、昨十五日、有働正治君が委員を辞任され、その補欠として高崎裕子君が選任されました。

○委員長(岩本久人君) 古物営業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜四津敏子君 平成会の浜四津でございます。

古物営業法についての基本的な考え方についてでございますが、この古物営業法の目的は「窃盗

その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資すること、このようにふうにご定められております。しかし、この古物営業法というのはほとんどすべてのあらゆる古物を営業として扱うことを許可の対象としております。原則規制、例外的に自由に認める、こんな法律の体系になっております。しかし他方で、近時、環境問題等の視点からも資源の有効利用、あるいは使い捨て社会ではなくてリサイクル社会を目指す、こういう方向で全体的な取り組みがなされております。

そうした流れの中で古物営業法がリサイクル社会構築の足かせとなつてはならない、そういう法律であつてはならないというふうにご考えますが、大臣、この法律の基本的なスタンス、基本的な姿勢としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(野中広務君) 委員御承知のとおり、この法律は昭和二十四年に制定されたという大変古い法律でもございます。制定以来大きな改正がなされてまいりました。

最近の犯罪情勢や古物営業にかかわります業務の運営の実態の変化等を踏まえまして、現在最大の課題であります規制緩和の要請にもこたえすために、許可を必要とする古物営業の範囲を見直すとともに、許可・届け出系統等を緩和するなど、古物営業にかかわります規制の簡素合理化を図ることを目的としたものでございます。

また、委員が今御指摘になりました資源の有効活用という観点から、いわゆるリサイクル社会という趨勢の中でどう考えるかということでありまして、その法目的でございまして犯罪の予防、被害の回復を図りながら、他方で規制緩和の観点から、例えば不用物品を無償で引き取って修理、再

生して販売するいわゆるリサイクルショップ等を対象外とするほか、少額の物品につきましては台帳記載の義務を免除することによりまして議員が懸念されておられることについて配慮をしておるところでございます。リサイクル社会の足かせにはならないというように承知をしておる次第であります。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

この古物営業法、今回の改正は改正といまして、そろそろ抜本的な見直しが必要な時期に来ているのではないかとふうに考えます。

古物営業法は憲法二十二条が保障しております職業選択の自由の一つの内容である営業の自由にかかわる法律でございます。この法律の立法趣旨は、国民の権利と自由を可能な限り尊重する反面、古物営業者の協力によって古物の取り扱いを公正、明朗にして贓物の流れを阻止するとともに、その発見を容易ならしめ、もって犯罪の予防、検挙に一層の効果をもたらすようにするものである、こういうふうにならねばならないとされています。

したがって、この法律の目的は犯罪の防止等の警察目的でありまして、また消極的な目的というふうに言えます。こうした消極的な目的の場合には、昭和五十年四月三十日、最高裁判決によりまして、目的が重要な公共の利益のため必要かつ合理的であり、かつその目的を達成するのに他のより緩やかな規制手段がないこと、すなわちいわゆる厳格な合理性の基準を憲法審査基準としております。

古物営業法は、先ほども申し上げましたように、ほとんどすべてを許可の対象としております。今回金券ショップがこの法律の対象となるわけですが、金券ショップも含めましてこうした古物営業に対する規制がここで最高裁の言う合理的裁量の範囲を超えた規制と言えないかどうか、許可制よりより制限的でない例えは届け出制とかあるいは登録制等ではこの法律の立法趣旨、目的を達成することができないのかどうか、なぜ許可制でなければならないのか、その理由がどこにあるのか、お答えいただきたいと思っております。

○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。今、委員お触れになりました金券ショップの問題を含めてでございますけれども、まず金券ショップでございますが、昨今、金券ショップというものが増加している一方で、金券類が財産犯の被害に遭う件数も急増してきております。そしてまた、その被害品であります金券類が金券ショップで換金されるというような事件も後を絶たないわけでございます。

金券ショップはそういうような状況でございますけれども、それを含めまして窃盗犯人等が、あるいはそのほかの横領、詐欺もございまして、あるいはこういうような財産犯を犯した者がその被害品であります物を処分するという効果を防止するためには、今度名前が変わると思っておりますが、刑法で言います贓物故買でございますが、こういうような前科のある者など、やはり一定の不適合者という者が営業を営むことのないように事前に審査をするというのが必要最小限の規制ではなからうかというふうな考えをしております。

そのような観点で今回金券ショップを新たに法の対象に入れたさせていただいたわけでございます。今お触れになりました届け出制あるいは登録制というふうなものもあるかというところは承知しております。ただ、届け出制でございますと、これは御案内のとおりでございますが、人についての欠格事由、欠格要件でございますが、これについての事前審査ということができないわけでございます。まして不適格者を事前に排除するということができないわけでございます。そのようなことで、登録制についてもあるいは同じようなことかと思っておりますが、古物営業については許可制が憲法上も許される制度じゃなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○浜四津敏子君 それでは、改正法案の意味するところについて少し伺わせていただきたいと思っております。

法案第二条第一項で「政令で定めるこれらに類する証券その他の物」と出てまいりますが、これはどのようなものを予定しているんでしょうか。

○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。改正後の二条一項の「商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証券その他の物」でございます。

これの中心でございますけれども、商品券とか乗車券、郵便切手に類するものでありまして、窃盗などの被害やあるいは金券ショップへの処分事例が多いものを予定しているわけでございます。「証券その他の物」といううちで「証券」というのは金額や物品等の数量が文字で示されたものを考えておりまして、「その他の物」とはこういった事項が文字以外の例えば電磁的方法で記録されているものというふうな考え方でございます。

具体的には、商品券に類するものとしてはオレシジカードみたいなものがあるかと思っております。乗車券に類するものとしては航空券、タクシーのクーポン券あるいはテレホンカードなどがあろうかと思っております。郵便切手に類するものとしては、証券でございますし、印紙、証紙等があろうかと思っております。

○浜四津敏子君 同じくこの二条一項、その次に「大型機械類で政令で定めるものを除く」と除外例が出てまいりますが、ここで「大型機械類」というふうな限定する理由はどこにあるんでしょうか。小型で重量物でも除外していいのではありませんかと思われるものがあるかと思っておりますが、これを大型に限定した理由はどこにありますか。

○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。今、委員御指摘の大型の機械類で政令で定めるものとして、私も今後政令で定めるべきであらうと考えておりますのは、大型の船舶でありますとか航空機あるいは大型の工作機械、あるいはまた工場に設置されている据えつけ型の産業用機械類などの大型の重量物でございます。こういうものは窃盗等の被害に遭う可能性、蓋然性が低い、またそのような事例もないということから、そのようなものの類型として大型機械類というよ

うな名前を、名前といいますか、定義を使ったというところでございます。

○浜四津敏子君 そして、「大型機械類、船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。」、こうありますけれども、「これらに類する物」というのは何を、例えばどんなものを意味しているんでしょうか。

○政府委員(中田恒夫君) 先ほども申し上げましたように、「類する物」として例えば工場に設置されております据えつけ型の産業用の機械類などの大型の重量物というふうなものが考えられるかと思っております。

○浜四津敏子君 これは除外例をここで決めているわけですが、例えばこの除外例の中にはいわゆるリサイクルショップで扱う物品、家具、家庭用品、雑貨、古着等、これは古物営業法施行規則第二条によりましてこういうものも全部古物に含まれる、こういうことになっているようですが、こうしたものもこの二条で言う除外例には含まれず古物の対象になるわけですね。

○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。大型機械類でございますけれども、これにつきましては、大型である、そしてまた相当の重量物であるという観点から抜いておるわけでございます。今、委員御指摘のようなりサイクルショップというふうなことでございまして、古物そのものから抜くか、あるいは古物営業から抜くかという問題がございまして、リサイクルショップの中にいるような形態があろうかと思っております。

先ほど大臣からちょっと触れましたが、無償で、あるいは引き取り料を徴収して引き取った不用品を修理、再生して販売するようなりサイクルショップというふうなものは今回の改正によりまして規制の対象外になるわけでございます。単に販売するだけでございまして、そのほか、社会通念上、本来の使用目的での使用ができなくなったいわゆる廃品でございまして、こういうものを引き取って、それを修理して販売するような、これもやはりリサイクルショップとあるいは

言うのかもしれませんが、こういうものにつきま
しては、これは従来から法の規制対象外となつて
おつたところでございます。

○浜四津敏子君 除外例を定めるのに古物で除外
するか、あるいは古物営業で除外するか、二つあ
るわけですね。今おっしゃった無償の例えばボラ
ンティアのバザー、無償で提供していただいたも
のを売るといふような形のバザーは二条二項で古
物営業の対象外とされる、こういうことで規制か
ら外されるわけですね。

ただ、いわゆる無償で提供を受けたものではな
い、普通に有償で譲り受けて、それをまた売る、
いわゆるこれからのリサイクル社会を推進してい
く中核となるようなお店、リサイクルショップと
いうものは今回のこの二条二項の古物営業の除外
例には入ってこないわけですね。そうしますと、
少なくとも、いわゆるこういう一般家庭の家具と
か古着とか雑貨等のリサイクルを目的とするリサ
イクルショップは、現在の古物営業法上、その許
可の対象事業に入ってくる、こういうことになる
と思うんですね。

こういうものも許可制の対象とするという理由
は余りないんじゃないかというふうに思います
し、またこうした形態のリサイクルショップを営
業している人の中にはこういう古物営業法上の許
可を受けなければいけないんだということを知ら
ない方々も恐らく多くいらっしゃるんじゃないか
というふうに思います。ただ、これは法律理論的
な問題であつて現実にはそんなことはないんだと
いうふうにおっしゃるかもしれませんけれども、
法律上は無許可で営業した場合に三年以下の懲役
または百万円以下の罰金、こういうことになるわ
けです。

ですから、そういう意味でもこのリサイクル
ショップ等は対象事業から外すべきではないか、
そういう観点も含めて抜本的な見直し、原則全部
規制する、こういう古物営業法の抜本的な見直し
も必要ではないのかなというふうに意見を申し上げ
たわけですが、このリサイクルショップ

を許可制とする理由、あるいはそれに対してどう
対応されていくのか、お考えがあればお聞か
せください。

○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。
古物営業というのとはすべてである意味ではリサイ
クルだと言えるわけではございまして、その中でい
ろんな形で現在、古物営業といふもの、リサイ
クル関係の商売が行われているかと思ひます。
原則論を申し上げますと、営利の目的で反復繼
続して古物の取引を行っているというふうな営業
形態といふものです。これにつきましてはやはり盗
難品等の処分の場合として利用されるおそれがある
わけではございまして、やはり一応古物営業法の規
制対象とする必要があつたかと思ひます。ただ、
しかしながらそのようなリサイクルショップであ
りまして、少額物品を取り扱っているものにつ
きましては今回いろいろな義務を免除したいといふ
ことも考えておりますし、さらには、あるいは許
可制そのものでございまして、反復継続し
て行われる営業として本当に行われているのかど
うかというふうなところで古物営業ではないとい
うようなものもあるかと思ひます。

いづれにいたしましても、施行に当たりまして
はその辺のことについて落ちのきないような指導、
広報啓発活動等をしてまいりたいというふうに考
えております。

○浜四津敏子君 それでは次に、十六条では第十
五条第一項第一号の「対価の総額が国家公安委員
会規則で定める金額未満である取引をする場合」
等には古物取引の相手方に関して帳簿等への記載
を免除してあります。

この「国家公安委員会規則で定める金額」とい
うのはどの程度を予定しておられるのでしょうか。
○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。
今お尋ねの金額でございまして、現在の
ところ一万円とすることを考えております。
この考え方でございまして、今回の古物
営業法の改正に関する方針の中で、できる限り古
物商の身分確認義務などの負担を軽減するという

観点が一方向でございまして、それともう一方では
やはり犯罪を防止する、被害の迅速な回復を図る
ということの必要性とのバランスの問題がござい
ます。その中で、例えば刑事司法手続の中で、あ
るいは委員御案内でございまして、微罪処
分の関係がございまして、あの微罪処分の基準にお
きましては、おおむね一万円というふうな金額の
基準が示されております。このようなところから
判断したものでございまして。

○浜四津敏子君 時間がなくなりまして、最後
に、第十六条の「当該記載又は記録の必要のない
ものとして国家公安委員会規則で定める古物」と
いうのは具体的に何を予定しておられますか。
○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。
逆の方から申し上げますと、現在のところ、引
き渡しの際の帳簿記載等の義務を課す物品、それ
につきましては自動車、二輪車、美術品類、それ
から宝飾品類等を考えておまして、「定める古
物」というのはそれ以外の物品というふうな定め
たいというふうな考えております。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。
本日はお年寄りの福祉ではなしに、子供のこと
をお伺ひしたいと思ひます。子供を取り巻く有害
環境の浄化という観点から質問をさせていただきます
たいと思ふんです。

まず最初に大臣に、大臣の幼いころの遊びの調
査をちょっとしてまいりましたが、一位がめん
こ、ビー玉、隠れんぼ、陣取り、戦争ごっこ
というような時代ではなかったかと思ふんです。
なぜこういうことを申し上げましたかといいま
すと、大臣、ファミコンについてはどういふふう
に思つておられるのか、まずお伺ひしたいと思
ひます。

及をいたしまして、またそのソフトにつきましても
多数販売をされておることは承知をいたしてお
ります。特に、委員御承知のように、私の地元
にはファミコンで急成長をした会社があるわけで
ございまして、私もそういう意味においての認
識があるわけではございまして。

ただ、先ほど申し上げましたように、最近、私
もたまに帰りますと、孫がファミコンに向かつて
じつとやっているのを見ておりますと、何時間も
あひうとそこに座り込んでやっていることが本
当に健全な子供の育成にいいのかな、あるいは屋
外で伸び伸びと遊ぶような環境を忘れちゃって夢
中になつておる怖さというものをつくづくと思
ふことがあるわけではございまして。そういう意味
で、大変ファミコンになじみの薄い親たちが十分
この操作等についても、あるいはその内容等につ
いても知らないままに子供の遊びから疎外してお
るというところの怖さというものを知りました。
また少年や少女がファミコンが欲しいために万引
きを行う等のいわゆる少年犯罪、非行等に走りや
すい側面を持つておるのではなからうかなと。

したがって、先ほど局長答弁にもありましたよ
うに、十六条で一万円以下という少額を除外して
おりますけれども、やはり国家公安委員会の規則
等で少額についてもある意味においてこういうも
のは身分証明書の確認とかこういう必要があるの
ではなからうか、このように私は考えて、先ほど
申し上げましたように、少年非行やあるいはそれ
が犯罪につながるようなことを見逃さないよう
な環境づくりというものを心得ていかなければな
らないと存じておる次第でございまして。

○西川潔君 ありがとうございます。
そういうことでございまして、子供の遊びはテ
レビゲームが男の子も女の子も一位ということ
でございまして、幼い子供たちが難しい説明
書を書くに把握いたしまして、よくコントロール
されているものだなということでは本心に感心をさ
せられるわけですね。
ファミコンの普及に伴ひまして一部には、今、

大臣も少しお触れになっておられました子供の非行にあるいは犯罪にまで結びついているという事態が発生しているわけです。このファミコンのソフトが新品で一万四くらいい、中古でも六千四から七千四という相当高価な品物であるわけです。例えばお父さん、お母さんにソフトを買ってもらう、そしてそれがなくなればファミコンショップに行つて買い取りをしてもう、そして幾らかのお金を子供が手にするわけですけれども、これだけでも子供にはよい影響だとは思いません。さらに、現金欲しさにほかの子供をおどかしてファミコンのソフトを取り上げて売ったり、またひどい場合には万引きをする、それらを業者に買ってもらつてお金にかえる。

実際に起こっていることがたくさん毎日のように報道されているわけですが、こういう現在の状況も含めまして御説明いただければと思います。

○政府委員(中田恒夫君) お答えいたします。

ファミコンにつきましては、話題のファミコンソフトなどございます。こういったものは子供が金欲しさにあるいは万引きとか恐喝するケースも多いわけでございます。さらにまた友だちの家などに空き巣に入つたりという事件も各地で発生しております。こういった子供の中には、盗んだファミコンソフトをファミコンショップでございませうか、こういうようなところに持ち込んで換金しようとする者も見られるわけでございます。こういった中にはファミコンショップの従業員の人間から名前などを聞かれます、不審点を追及されたりして売りさばくことができずに補導されたりする事例も数多くございます。

その一方、また逆によく下見をして仲間同士で情報交換するなどして、あれこれ聞かれないような買い取り業者を選んで換金をしたり、また同じ種類のファミコンソフトなどについても一度に大量に換金するというのを避けて少量ずつ持ち込んで換金をするというような事例もあるところがございます。

○西川潔君 子供たちが手軽に品物を買って現金を手に行けるというところが問題ではないかなと思つていただけます。今回の改正案では大幅な規制の緩和策がとられているわけです。このこと自体は規制緩和を推進していく中で当然必要な措置であるというところは私も理解できるわけですが、その一方でそれぞれの立場でそれぞれの責任が重なるということもございませう。この点、業者の方々に自覚を促していただく必要があるのではないかと思つていただけます。当然行政側としてもその点を御配慮していただく必要があると思ひます。

改正案にございます台帳記載義務及び身分確認の義務の緩和について、少額取引について身分確認の義務及び買い取りの際の台帳記載の免除、このこととございませうが、このソフトの場合は子供にとつては高価です。数千円ということではございませうけれども、こういったケースにはどのようなにされるのか。また、実際買い取りをするショップにはアルバイトの高校生等が相当現場では応対に当たつていてということも聞きます。この点、しっかりとした応対ができるような配慮についても必要であると思ひます。

今回の改正案では、管理者に関する規定を整備することかというところを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(中田恒夫君) お答えいたします。相手方の身分確認義務あるいは帳簿記載義務の混入防止、あるいは被害の回復というような法的な達成するための重要な義務であるということについては委員御指摘のとおりでございます。

改正案におきましては、少額の取引については盗品などが混入する蓋然性が一般には低いだろうというのを考慮いたしましてこの二つの義務については免除することとしておるわけでございます。すけれども、特に盗難品の混入を防止する必要性のある物品として公安委員会規則で定めるものについてはたとえ少額でもこの義務を免除しないと

いうようなことにしております。

では免除しないものとしてどういふようなものを規定するかということでございますが、窃盗などの犯罪の被害状況、あるいは盗難品の古物商への流入状況ということをお断りして判断することにならうかと思ひますが、御指摘のような実態にありますファミコンソフト、あるいはまたさらに、例えば今考えておりますものの中には、同様の実態にありますものは、子供に関する犯罪でございます。オートのバイの部品盗難が多々ございませう、そのオートバイの部品といったようなもの、こういったものについてはたとえ少額の取引であっても身分確認義務などを免除しない方向で考えてまいりたいと思ひます。

それから、管理者に関する規定についてお触れでございます。

今回の改正におきましては、全体的に相当程度の規制緩和を進めたわけでございます。そういうことのために、古物営業の適正な実施におきまして、古物商の自主的な努力にゆだねる部分が多々ございませう。そういうことで、各営業所にきちっと古物商に課せられていく義務を確実に履行していただくように、従業員などを指導監督する管理者を置いてくださうということをお断りしておるわけでございます。

今お話のございましたファミコンショップなどを含めまして古物商につきましては、買い取りなどの業務一切をアルバイト任せにするというようないふことがないように、あるいはまた盗難品の買い取りが行われないように責任を持って従業員を指導監督するしっかりとした管理者を置いていただく必要があるかと考えておるところでございます。

○西川潔君 親としてそのあたりが大変心配になるわけですが、どうぞよろしく願ひいたします。

次に、少し年齢層が上がりますが、阪神間で高校生が放火屋の注文に応じてオートバイを盗んで摘発されたという事件がございました。

このオートバイの場合は、買い取りをする業者にとつてはそれが盗品であるのかないのかその見分けが大変困難であるという状況があるわけですが、例え盗難車であることを知らずに買い取りをして販売をする、そしてそれを知らずに買った少年がまたまたスピード違反を犯してつかまつてしまふ、そこで切符を切られる、そのとき初めて盗難車であることがわかつてしまふわけですが、例えお巡りさんにこの車は盗難車だけれども君はどうしたんだと聞かれます、もちろん調べればこれは誤解は解けるわけですが、瞬間でも一度疑われた子供の心には傷が残つてしまふというふうなケースもあつたということでございます。こうしたことが起こらないようにするためには、業者に売りさばかれる時点で盗難車であるということが把握できるようにすることが必要ではないかな、こういうふうにお断りいたします。

そのためには盗難車に関する情報を的確に、また少しでも早く業者に提供していただくようなシステムが必要であると思ひます。けれども、この点についてはいかがでございますか。

○政府委員(中田恒夫君) お答えいたします。

改正法案の二十七条に盛り込んだところでございますけれども、古物商が盗品などに係る情報を容易に取得することができるようになる、そして古物屋さんが盗品を取り扱うことのないように、確実にそのような事態を防げるようにということ、で公安委員会が情報の提供を求める方について情報を提供することができるといふ規定を設けたところでございます。

御指摘の二輪車の問題でございますけれども、現に二輪車の販売店が盗難車に関する情報を欲しいと言つておるような実情もございませう。そういうことで、盗難車に関する情報を的確に、あるいはスピードラーにお渡しすることができるようシステムを考えてまいりたいというふうな今考えておるところでございます。

○西川潔君 どうぞよろしく願ひいたします。最後に、こうした少年を取り巻く有害環境の浄

化、あるいは少年の非行、あるいは犯罪を事前に防ぐことは社会の責任とともに我々大人の責任ではないかと思うわけです。そういった意味で今後とも警察行政には細やかな配慮をお願いしたいと思うわけですが、最後に大臣の御見解をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) ただいま議員御指摘のように、少年の非行の誘因となります環境を浄化して少年の非行を未然に防止していくというのは、私ども社会を構成する者の大きな責任であると認識をしております。

今回の法改正につきましても、このような認識に基づいて配慮を加えたところでございますけれども、御指摘にありましたように、警察行政の運営はもちろんでありますが、教育行政、その他行政全般にわたりますので、少年の健全育成の見地からきめ細やかな配慮が肝要であると存じておるところでございます。

○西川潔君 ありがとうございます。

○委員長(若本久人君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

古物営業法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(若本久人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若本久人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若本久人君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

平成七年度の地方財政計画について政府の説明を聴取いたします。野中自治大臣。

○国務大臣(野中広務君) 平成七年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成七年度の地方財政につきましては、現下の厳しい経済と地方財政の状況を踏まえ、おおむね国と同一の基調により、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進及び地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、住民に身近な社会資本の整備、少子・高齢化等に対応した福祉施策の充実、自主的・主体的な活力ある地域づくりなどを積極的に推進するため必要な事業費の確保に配慮する等、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行うことを基本としております。

以下、平成七年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、平成六年に行われた税制改革等の一環として個人住民税の減税を実施するほか、固定資産税の臨時的特例措置の創設等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生じることのないようにするため、所得税及び住民税の減税に伴う影響額について地方交付税の増額及び減税補てん債の発行により補てんするとともに、所得税及び住民税の減税以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額及び建設地方債の発行により補てんすることとしております。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的・主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、農山漁村地域の活性化、文化・スポーツの振興等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講じることとしております。

第四に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政

経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに平成七年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十二兆五千九百九十三億円となり、前年度に比べ一兆五千八百八十二億円、二・〇％の増加となっております。

以上が平成七年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(若本久人君) 次に、補足説明を聴取いたします。遠藤財政局長。

○政府委員(遠藤安彦君) 平成七年度の地方財政計画につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして補足して御説明いたします。

地方財政計画の規模は八十二兆五千九百九十三億円で、前年度に比較して一兆五千八百八十二億円、二・〇％の増加となっております。なお、前年度計画額から特定資金公共事業債の繰り上げ償還金を除いた額と比較いたしますと、三兆三千六百五十億円、四・三％の増加となっております。

まず、歳入について御説明いたします。

地方税の収入見込み額は、道府県税十四兆三百八十億円、市町村税十九兆七千二百五十九億円、合わせて三十三兆七千六百三十九億円であり、前年度に比し道府県税は三千四百十三億円、二・二％増加し、市町村税は八千七百八十七億円、四・七％増加しております。

なお、平成七年度においては、平成六年に行われた税制改革等の一環として個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引き上げ等の制度減税及び定率による特別減税を実施するほか、平成七年度の税制改正として、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置の創設等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとしております。

また、地方譲与税の収入見込み額は総額一兆九千八百六十三億円で、前年度に比し六十一億円、三・一％の増加となっております。

次に、地方交付税につきましては、平成七年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額の合計額十三兆六千四百一十一億円から平成五年度分の精算額五千七百九十七億円を減額した額十三兆三千三百四十四億円に地方交付税法附則第四条第二項の規定に基づく加算額のうち千八百十億円を加算した額に、返還金九億円及び交付税特別会計における資金運用部からの借入金三兆三千三百九十九億円を加算した額から同特別会計借入金利子四千三百三十三億円を控除した額十六兆五千二百二十九億円を計上いたしました結果、前年度に比し六千五百九十九億円、四・二％の増加となっております。

国庫支出金は総額十二兆八千七百七十七億円で、前年度に比し一兆三千七百二十六億円、九・七％の減少となっております。なお、前年度の国庫支出金額からN・T・T事業償還補助を除いた額と比較いたしますと、四千百十二億円、三・三％の増加となっております。

次に、地方債につきましては、住民税の減税に伴う減収額を含む地方財源の不足に対処するため地方債を含め、普通会計分の地方債発行予定額は十一兆三千五百四十四億円で、前年度に比し九千三百九十九億円、八・八％の増加となっております。なお、地方債計画全体の規模は十六兆三千三百三十二億円で、前年度に比し一兆二千九百九十二億円、八・八％の増加となっております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案した額を計上いたしました。以上の結果、地方税、地方譲与税及び地方交付税を合わせた一般財源の合計額は五十一兆九千三百一十一億円となり、歳入全体に占める割合は六二・九％となっております。

次に、歳出について御説明いたします。まず、給与関係経費についてであります。

額は二兆六千九百八十四億円で、前年度に対し三千六百八十二億円、一・六％の増加となっております。職員数につきましては、国家公務員の定員削減方針に準じ、定員削減を行うとともに、福祉関係、保健等の関係職員について所要の増員を見込むこととしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額十六兆八千七百七十二億円で、前年度に対し七千五百九十九億円、四・四％の増加となっております。このうち国庫補助負担金等を伴うものは七兆三千二百三十億円で、前年度に対し三千二百二十六億円、四・六％の増加となっております。国庫補助負担金を伴わないものは九兆四千九百四十二億円で、前年度に対し三千八百三十三億円、四・二％の増加となっております。この中では、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う国内対策として農山漁村ふるさと事業に要する経費を新たに計上するとともに、農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費を計上いたしております。

また、少子・高齢化に対応した福祉施策の一層の充実を図るため、社会福祉系統経費を充実するほか、環境保全対策に要する経費、国際化推進対策に要する経費、地域文化・スポーツ振興対策に要する経費、私学の経費助成に要する経費、ふるさとづくり事業に要する経費、災害等年度途中における追加財政需要に対する財源等を計上いたしております。

公債費は総額七兆六千九百三十九億円で、前年度に対し一兆二千二百七十六億円、一・三・八％の減少となっております。なお、前年度計画額から特定資金公共事業債の繰り上げ償還金を除いた額と比較いたしますと、五千五百六十二億円、七・八％の増加となっております。

維持補修費につきましては、前年度に対し二百十五億円、二・四％の増、九千六百八十八億円を計上いたしております。

投資的経費は総額三十兆三千六百二十億円で、前年度に対し一兆二千八百九十七億円、四・四％の増加となっております。このうち、直轄・補助

事業につきましては十兆八千六百二十億円で、前年度に対し三千五百六十二億円、三・四％の増加となっております。

地方単独事業につきましては、ふるさとづくり事業、都市生活環境の整備、地方特定道路、ふるさと農道・林道の整備、災害に強い安全な町づくりなど、住民生活に身近な社会資本の計画的な整備、自主的・主体的な地域づくり等を推進することとができるよう所要の事業費を確保することとし、前年度に対し九千三百三十五億円、五・〇％増の十九兆五千億円を計上いたしております。

公営企業繰出金につきましては、地方公営企業の経営基盤の強化、上下水道、交通、病院等生活関連社会資本の整備の推進等に配意し、総額二兆九千九百十億円を計上いたしております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上いたしております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(若本久人君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(若本久人君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。野中自治大臣。

○国務大臣(野中広務君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきましては御説明申し上げます。最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し並びに住宅及び住宅用地に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等所要の改正を行う必要があります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、長期譲渡所得について、特別控除後の譲渡益が四千万円以下の部分に係る税率を引き下げるとともに、土地の切り売り防止の観点から所要の特例を設ける等の措置を講じることとしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、生命保険事業を行う法人が厚生年金基金等と締結する保険の契約に基づく収入保険料に係る特例措置の見直しを行うこととしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長することとしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。固定資産税及び都市計画税につきましては、急激な地価の下落傾向にかんがみ、税負担の調整を行うため、平成七年度及び平成八年度に限り、評価の上昇割合の高い宅地等に係る臨時的な課税標準の特例措置を講じることとしております。

また、日本電気計器検定所等の法人が一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の見直しを行う等の措置を講じることとしております。その五は、自動車取得税についての改正であります。自動車取得税につきましては、電気自動車等の取得に係る税率の軽減措置の適用期限の延長及び拡充を行うこととしております。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

引き続き、議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の状況等にかんがみ、平成七年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金制度を延長する等の必要があります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項であります。まず、平成七年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に千八百九十億円及び交付税特別会計借入金三兆三千三百九十九億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額四千三百三十三億円を控除した額とすることとしております。

また、平成十三年度から平成二十二年度までの地方交付税の総額につきましては、九千五百八十二億円を加算することとしております。

次に、平成七年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的・主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、少子・高齢化に対応した福祉施策に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・義務教育施設の整備・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村対策・森林・山村対策に要する経

費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置することといたしております。

また、農山漁村地域の活性化に要する経費を措置することとし、平成十二年度までの措置として新たに農山漁村地域活性化対策費を設けるとともに、平成六年度の財源対策のための地方債の元利償還金及び個人住民税の特別減税等による平成六年度の減収を補てんするための地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策債償還費及び減税補てん償還費を設けることとしております。

さらに、基準財政収入額の算定方法について、平成七年度における道府県民税及び市町村民税の減税等による減収額を加算することとする特例を設けることとしております。

第二は、地方財政法の一部改正についてであります。

公営競技を施行する地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を十年間延長することとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(若本久人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、地方税法の一部を改正する法律案に対する政府委員からの補足説明につきましては、理事会で協議いたしました結果、説明の聴取を行わず、本日の会議録に掲載することといたしました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○山口哲夫君 大変古くて新しい問題だと思えます。地方交付税法の第六条の三の二について質問をしたいと思います。

地方財政は最近極度に困難な状態を迎えておりまして、平成六年度では三兆円の大規模な財源不足でありました。七年度は何と四兆二千億という過去最高の財源不足、起債の依存度もこれまで過去最高、そして債務負担行為、いわゆる隠れ借金と言われておりますけれども、翌年度以降の支出予定額が地方債残高に占める割合、これは過去十三年間で最高、金額にいたしますと何と約十五兆五千億、二五・四％、大変な状態でございます。こういう状況を憂慮いたしまして、次の質問をしたいと思います。

まず、自治省にお尋ねいたしますけれども、地方交付税法第六条の三の二の中に「引き続き」という文言がありますけれども、これは二年連続普通交付税総額が不足して三年目も不足する場合のことと私は解釈をいたします。また次に、「著しく異なる」という文言がありますけれども、これは普通交付税総額の割合を超える財源不足のことというふうに解釈をいたしますけれども、よろしゅうございませうか。

○政府委員(遠藤安彦君) 地方交付税法六条の三の第二項の解釈の問題については、過去に長い歴史があるわけですが、ただいま先生がおっしゃったとおりのように私も理解をいたしております。

○山口哲夫君 そういたしますと、自治大臣にお尋ねいたしますけれども、平成六年度普通交付税総額は十四兆五千七百十八億円で、そして交付税の不十分額が三兆六千三百六十九億円で、この「著しく異なる」という率は約二五％、一〇％の倍以上であります。そして平成七年度、これは十六兆五千二百二十九億円で普通交付税総額でして、それに対して交付税の不十分額が三兆三千三百九十九億円で、これまた不足の率が約二二％、いずれもこれは一〇％を超えるわけでございまして、三年目も不足する場合ということになりますと、平成

八年度も一〇％を超えるということになりますと、これはこの条項からいたしまして当然税率のアップを約束していたかなければならない、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 委員がたまたま御指摘いただきましたように、普通交付税の総額のおおむね一割程度以上の財源不足が二年連続して生じるわけでございまして、三年度以降も続くと思込まれる場合には、地方交付税法の六条の三の二に該当することになるわけでございまして、地方財政制度の改正または交付税率の変更を行うべきものとされておるところでございまして、

現時点におきまして平成八年度の財政収支を見通すことは困難でございまして、いずれにいたしましても八年度の地方財政対策に当たっては、御指摘の交付税法の趣旨を踏まえつつ、地方財政の運営に支障が生じないように、地方税、地方交付税等の地方一般財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○山口哲夫君 税法を読みますと、六条の三の二、要するに三年目も一〇％を超える場合には、地方財政もしくは地方行政に係る制度の改正または税率の変更を行うものとする。私もこれは当然率の変更でいくべきだと思っておりますけれども、よく自治省、大蔵省の方々は、地方財政もしくは地方行政に係る制度の改正もあるわけで、必ずしも率の変更だけに絞られるわけではない、こういうふうにおっしゃるわけですね。

たまたま、これは「地方交付税法の逐条解説」、今度東京都知事に出席される石原信雄さんが事務次官のとき、そこにお座りになって遠藤財政局長が交付税課長のとき、お二人の共著で出されてる本がありまして、それをコピーしてまいりましたら大変いいことを書いていました。「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」とは、「単年度限りの予算措置は制度の改正とはいえず」「構造的に生じている地方財源の過不足を解消できる程のものでなければならぬ」というのが本来の趣旨と解する。」と。

ですから、単年度単年度で特例加算とかいろいろなことをやって、悪い言葉で言えば小手先で単年度単年度をしのぐわけですねけれども、法律の解釈からいけばそういうものではだめなんだ、構造的な問題をきちっと解決するようにしなければいけない、こういうふうにならなければならないわけでございまして、当然そんな趣旨で、できれば率を改正するというような考え方でこれから進めるといふふうに解釈してよろしいですね。

○政府委員(遠藤安彦君) 御指摘のとおり、「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」といった場合に、いろいろな中身が含まれると思えます。地方税制の改正でありますとか、国庫補助負担制度の改正といったような根本的なものも含まれてまいりと思えます。

これについては、実は昭和五十二年の地方交付税法の改正のときに、単年度限りの措置ということがこの六条の三に定める要件に該当するのかどうかということについて政府見解を求められまして、そのときの法制局の見解があるわけでございまして、けれども、ちょっと引用させていただきますと、

ここにいう地方行政財政制度の改正とは、いわゆる恒久的な制度の改正を予想しているようにも考えられるが、同項の規定のしづりからも窺われるように、いかなる内容の地方行政財政制度の改正を行うべきかについては、法律は広い解釈を許しているものであって、例えば経済情勢が変動期にあるため将来に向かって的確な財政の見通しが予測し難い状況にあるような場合には、さしあたり当該年度の地方交付税の総額を増額する特例措置を講ずることもまた、ここにいう地方行政財政制度の改正に該当するものと解される。

という見解もあるわけでありまして、解説に言うておりますのは、御指摘のように、単年度限りで単に経費の節約を行うことによってつじつまを合わせる、そういったような対処の仕方では制度改正には当たらないだろう、こういうことを言うて

いるのであります。

いずれにしても、この六条の三の第二項というのは交付税法の非常に重要な規定であると私も考えておりますし、その趣旨というのは重く考えなければいけない、そういう事態になったときには、先ほど自治大臣がお答え申し上げましたように、この制度の趣旨というものをよく考えながら地方財政対策を行っていかなくちゃいけないというふうに思っております。

○山口哲夫君　そうすると、局長が交付税課長のときに書かれたこの解釈というのは、今の法制局の解釈からいくと随分甘い。甘いというか、我々にとつては大変結構な解釈だと思ふんですけども、若干食い違いがあるようですね。法制局の方は必ずしも長期を全部展望できなくても、経済的な変動とかそういうことがあるから単年度であっても税財政をきちっと改正して財源を確保すればいいこともあるんだというふうにも解釈できるわけですね、法制局は。しかし、あなたの方はもっとやっぱり構造的な問題として解決しなければならぬんだという長期的な展望を持っているので、私は法制局よりあなたの方の解釈が正しいというふうに考えるんです。

しかし、百歩譲って法制局の考え方に立ちましても、単年度単年度でそれを解決しようということとで特別加算のようなことを随分今までやってきているんですけども、しかしきょうは大蔵省もおいでいただいているんですけども、この単年度で解決しようというこの特例措置、それを今までやってきておりますけれども、どうもそれすら実際には実現していない。だから、言葉は悪いけれども、大蔵省は信頼できないというのが地方自治体の関係者の大方の意見じゃないでしょうか。せっかく約束したやつが次の年になるとまた法を改正して約束を破るというようなことが何回も繰り返されているわけですね。

そこで、大蔵省にお尋ねいたしますけれども、本来、昭和五十九年度の交付税法の改正によるこの附則第三条、これによりますと、原則として借

り入れは行わず、国と地方間で後年度に響かないようにするために特例措置を講ずることによつて対処することとされている。「交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする」。これが附則第三条の趣旨なわけですね。

ところが、にもかかわらず平成六年、七年度は借入金でもってやっているわけですね。加算してないわけですよ。特例加算をしないで借入金でやっているというのはこの法の精神に全く反すると思ひますけれども、大蔵省、いかがでしょう。

○説明員(三國谷勝範君)　昭和五十九年度におきまして、そのときの地方財政対策の改革におきまして、それまでの借入金高増の反省といったものに立ちましてもその一つの考え方ができ上がっているわけでございますけれども、平成六年度及び七年度につきましては、一つはいわば減税先行期間における所得税の減税による地方交付税の減収に相当するもの、これについての借り入れを行っているわけでございますが、これにつきましては、税制改革の中で償還財源が確保されているものでございまして、いわゆる歳入公債と言われているものの一部というぐあいに考えることが可能かと思ひます。

次に、減税による影響を除きました通常収支分につきましては、これは七年度の地方財政の状況を例に見ますと、税収の動向等によりまして御指摘のとおり四兆円を上回る財源不足といった大変厳しい状態にあること、このことにつきましては私も十分に承知しておりますのでござい

ます。一方、これも国の財政事情ということになるわけでございますが、国の財政事情もまことに深刻な状況に立ち至っております。例えば定率繰り入れでございますとか、あるいは決算調整資金の繰り戻し、こういったものもなかなか容易に実行できない、そういう大変に厳しい状況にあることも何とぞ御理解賜りたいと存する次第でござい

す。

こういった状況を踏まえまして、平成七年度の地方財政対策におきましては、建設地方債の活用などを行いますほか、地方交付税総額を確保するための手段といたしましては、満額というわけにはまいりませんでした。一般会計加算一千八百十億円を行いましたほか、交付税特会の借り入れ、これにもよらざるを得なかったわけでござい

ます。六年度であれば約一兆六千七百四十七億円、七年度であれば二兆九百七十億円を行っているわけでござい

ます。この借入金の措置は、こういった国、地方を通じますことに厳しい財政事情の中で地方財政の円滑な運営に支障が生じないよう行つた措置でございまして、いろいろこのような厳しい財政事情の中でまことにやむを得ざる措置であるという形で御理解いただければと思う次第でござい

ます。○山口哲夫君　法律というのは一たん決めたならば自治体側からいいますと、今度法律でこういうふうな新しい法律改正したということになれば、来年度は間違いなく借金しなくても国の方としては当然加算をしてくれる、地方財政もこれで何とか安定できると、国全体として地方の財政を考へてくれたというふうに考えますよ、自治体は。そう思っていたら、今度は翌年になつたらまたすぐ改正してしまう。そしてまたその次になつてまた改正する。これは法律なんというものじゃないですね。

次の質問をしようと思つたら先にお答えになつちゃつたので私の考えていることだけ申し上げますけれども、七年度なんかはもつとひどいですが、この附則第四条によりますと、平成七年度には三千九百七十五億円を加算するときちっと書いてあるんですね。これは法律ですよ。法律で書いてあるんですね。ところが、今お答えになつたように、この中で、千八百十億円よりことは交付税の算定基礎を見ておきますと予算化していないんですね。そうすると、その差額二千六百十五億円はど

こへ行つてしまつたのかなといったら、結局これは後年度に繰り延べということになるわけですね。

それで、さらに大蔵大臣と自治大臣との覚書があるんですけども、見えなくなつてしまつた二千六百十五億円及び平成七年度の自治大臣、大蔵大臣の覚書に基づく加算額七千四百十七億円、これは当然来年度、七年度に加算しなきゃならんことを覚書で約束しているんですよ。それが今度平成十三年から二十二年までの各年度分の地方交付税の総額に加算をするというふうに改正をしてしまふ。七年度にこれだけ、七千億、両方足すと九千億くらいになりますか、そういうものを加算するという約束をしておきながら、それを簡単に今度は平成十三年度からにするというので

すから、これじゃ大蔵大臣と自治大臣が約束したことは一体何だったのかということになりますよ。とてもこれじゃ大蔵省を信用することはできないですよ。幾ら国家財政だつて苦しいんですからと言つたつて、法律は法律なんですから、やっぱり何らかの対策を講じてもらなければいけないと思ふわけです。

そこで、もう一つだけ質問しておきますけれども、借入金に対する利子、これは必ず加算をしますという約束されてますよね。これも破られるのではないかなというふうになつてくるわけです、こんなことまで。これは絶対、利子は加算を間違いないいたしますという約束はできますか。

○説明員(三國谷勝範君)　いわゆる減税以外の通常収支分に係ります交付税特会借入金の利子相当額につきましては、各年度の大蔵、自治両大臣の覚書によりまして、その発生年度において一般会計より交付税特会に繰り入れられるという形で覚書をさせていたいただいているわけでござい

ます。今般、七年度に繰り延べましたことにつきましては、これは法定加算として規定しているところ

でございまして、私どももそのことにつきましては法定という形で規定させていただいてい

ろでございます。

○山口哲夫君 今までの経過から申しますと、法的には平成八年度は当然これは交付税率を上げてもらわなければならない、私はそう考えますけれども、たまたま昨年税制改革が出されて、それを平成九年度から具体化しよう、こういうことにもなっております。したがって、来年度はこれは地方分権ということもありまして、今国会で恐らく通ると思いますし、そういうことを考えたときに、来年度、平成八年度は地方税財政については、これはもう相当根本的な改革というものを議論する、腹を据えて議論をするというときが来るのではないだろうか、こういうふうには思っています。

どうかひとつそういう意味で、地方分権の流れを踏まえて地方税財政を強化するという立場で地方財政対策を真剣にひとつ考えてもらいたい。大蔵省と自治大臣の決意のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(野中広務君) 委員が今御指摘になりましたように、地方分権の推進をしていきますためには、その裏づけとなる地方税財政の充実が喫緊の要務でございます。今、提案を申し上げております地方分権推進法案におきましても、地方公共団体が事務事業を自主的・主体的に執行できるよう、国と地方との役割分担に応じた地方税財政の充実確保を図るものとされておるところでございます。

また、先般の先ほど御指摘ございました税制改革におきましては、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために地方税源の充実を図ることとして、平成九年度から消費増税と税にかえまして地方消費税を創設するとともに、あわせて消費に係る交付税率を引き上げることとしたわけでございます。さらに、地方消費税の税率につきましては、社会福祉等に要する財源や地方財政の状況等を総合的に勘案いたしまして、必要があると認められるときには平成八年九月末までに所要の措置を講ずるものとされておるところでございます。

す。

現時点におきまして、先ほども申し上げましたとおり、平成八年度や九年度の財政収支を見通しますことは大変困難でございますけれども、いずれにいたしましても地方分権の理念や交付税法の趣旨を踏まえまして、委員が御指摘になりましたように、明年度は地方税財政全般を通じて地方税、交付税等を腹を据えて地方税財政の確保のために私どもも真剣に考えてまいらなくてはならない時期であると認識をいたしております。

○説明員(三國谷勝範君) この数年、国及び地方を通じて大変に厳しい財政状況が続いております。平成八年度以降の財政収支につきまして現段階で確たることを申し上げることは困難でございますが、国と地方は公経済を担う車の両輪でございます。両者がバランスのとれた運営を行っていくことが必要ではないかと思っておりますが、今ほど自治大臣から御答弁がございましたように、先般の税制改革におきましては消費増税と税にかえまして地方消費税が創設されまして、また消費に係る交付税率が二四・四から二九・五に引き上げられ、これは平成九年度から実施されることになっておるところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、平成八年度以降の財政収支を見通すことは困難でございますが、毎年度の地方財政対策におきましては、円滑な地方財政運営のための地方交付税総額を確保しつつ、国と地方の財政事情等を総合的に検討しながら適切な対処をまいりたいと考えております。

○山口哲夫君 地方分権時代が間近にやってきました。わけですけれども、財政が確立されていなければなかなかいい仕事はできませんのでぜひひとつ、そういうときが、今、目の前にあるわけですから、真剣にひとつ財政の確立を図るよう、小手先で地方財政をやろうなことのないように特に強く要請をしておきたいと思っております。さて次に、地方交付税の特別会計直入の問題について質問をいたします。

前の地方行政委員会でおのりから質問をいたしまして御答弁をいただいたんですが、時間もなくなってきたので以上とさせていただきます。

要するに、地方自治体の立場からすれば交付税の財源というものは特別会計に直入をするべきだ、そういう気持ちを持っておりまして、自治省としてもそれは悲願ですという答弁もされておるわけですが、ただ、それをやる場合には、第一一回の四月の交付税の配分のときに財源が足りないということにもなるので、借り入れをしてでもやらなければいけないのではないかと、第一回をいたしたならば、財政局長は、これは「地方団体を全体としてそういうことで一年目は我慢をする」というような合意が成り立てば私はできる問題ではないかというように思っています。

要するに、借り入れをしてでも四月分は交付税をする、その借り入れをすること自体を各自治体が納得してくれるのであればそういう手法もとることができるとは思いません。

ふに解釈したんです。それでは、四月時点で一体どのぐらいの借り入れをしなければならぬかということをお試算したことがあるかどうか、それからまた借り入れするとなればどういう方法を考えているのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) 私どもとしては、交付税特別会計への交付税の直入というのは、やはり地方交付税の性格からいって地方公共団体の固有財源であるという性格をより一層明らかにするということから悲願という言葉を使っているわけでありまして、毎年折衝はしておるわけでありまして、これまで実現できていないということでありまして。

ただいま御質問がございましたが、仮に直入制度になった場合に、確かに四月については交付税の財源がないわけでありまして、今の制度のようには普通交付税を四月、六月、九月、十一月というようにやや前倒しで、実際に直入されてくる額

よりも前倒しに交付時期を設定できるかどうかというところは、これはひとつ交付時期を再検討しなければいけないだろうと思っております。

仮に四月に交付をするということになりますと、直入された額が今のところゼロでございますが、その分を借り入れなければいけないわけでありまして、平成七年度の普通交付税が大体十五兆一千八百億ほどでございますからその四分の一に相当いたします約三兆八千億程度が四月の交付額ということになりますので、その部分を交付税特別会計の中で一時的に借り入れるということになります。そうしますと、その一時借入金金の利子というものが交付税全体の財源の中から引かれるということになると思っております。したがって、交付税全体で利子負担をしないということであれば各地方団体が資金手当てをする、そのうち借入金金の利子については地方財政計画に計上をして全体として財源のバランスをとれるように保障していくという方法、どちらかにならうかというように思っています。

これはあくまでも仮定の話で、私どももそこまで詰め切ったわけではございませんけれども、頭の中で考えればそういうようなお答えができようかと思っております。

○山口哲夫君 そういうことを自治体側と話し合いをしたことはございません。あります。

○政府委員(遠藤安彦君) 話し合いといいますが、地方六団体を中心に交付税の特別会計への直入というのは自治体の方からも要請が来ている話でございます。私どももそういうことは、先生の御質問の趣旨というものは当然前提としてあるとお互いに理解をしておるというように思っております。地方団体の代表者が入っております地方制度調査会の答申の中にもやはりこの直入論というものは書いてあるわけでありまして、それを書く場合には委員の皆様方がそういったことは当然起り得るということが前提になっている議論というように私どもは理解をいたしております。

○山口哲夫君 次の問題もありますので余り長く時間をかけられませんが、ただ自治大臣は前のときに、ぜひそういうことを実現するように努力をしたい、大蔵大臣ともよく折衝したいという決意を述べておられるんですけれども、それは具体的に自治体側とどこまで話し合っているのかなと思えば、余り突っ込んだ議論はしていないようなので、本当にどこまでやる気があるのかなという疑問を持たざるを得ない点もあるわけなんです。これはやっぱり話し合いをして、できるだけ自治体側に利子の負担を、面倒をかけさせないような形できちっとした方針を自治体側と話し合えて立をして、大蔵省と真剣に話し合いをして一日も早くこれが実現するように努力していただくことを強く要請しておきたいと思います。

消防問題についてよろしくうかがいますか。交付税法に関連をいたしまして、消防力の整備状況について質問いたします。

それぞれの地域住民は自分の自治体の消防力などの程度整備されているかということがほとんど知られておりません。これは地域防災対策からも、政令指定都市、市、町村ごとくいろいろに消防力の基準に照らした充足率というものをやっぱり公表しておくべきじゃないかというように思いますけれども、時間があるから簡単に現在の充足率をお知らせください。

○政府委員(滝実君) 最近の充足率を数字で申し上げますと、消防ポンプ自動車が一八・七％、救急自動車が一六・六％、はしご自動車が一三・八、こういうような充足率の状況になっております。

○山口哲夫君 これを見ますと、一番基本の消防力になる消防ポンプ自動車が一八・七、それから今度の震災で特に必要だったなというふうに思われる救助工作車、これが物すごく低いですね。五七％しかない。それから消防水利、例えば防火水槽とか消火栓とか井戸とか、これもやっぱり大震災にはなくてはならないもの、それも非常に低い。七六・七％。そして、そういうものを操作す

る消防職員、七〇・六％。一応これは交付税の単位費用ではこの基準どおりに書かれているわけですね。そしてそれなりの財政措置を講じているわけですから、実際の自治体にくとこんな低いというのが実態なわけでありまして。

今度の震災からいいますと、こういうものはやっぱり一日も早く整備して一〇〇％達成しておかなければならない問題だと思ふんですけれども、どうしてこんなに低いんでしょうね。消防庁として理由はどう考えますか。

○政府委員(滝実君) 低い理由は、特にはしご車あるいは救助工作車等御指摘をいただきましたけれども、基本的には救助工作車の数値による基準は昭和六十年代に入ってから定めたものでございまして、そういう意味では年次を追って整備の状況がややおくられている、こういう結果でござい

ます。ただ、基本的にやはりはしご車あるいは救助工作車、いずれにいたしましてもこういう特殊車両につきましても使用頻度が低いということもございまして、またその割には非常に高価なものである、こういうようなことから充足率がどうしてもこういう特殊車両についてはおくられている、こういう状況でござい

ます。私どもとしては、こういうのはやはり現今の社会情勢からすれば緊急の問題でございまして、そういう意味ではなるべく速やかに整備する、こういう方針で臨んでまいりたいと存じております。

○山口哲夫君 今度の震災でこういう消防力こそ何をおいても充実しておかなければ市民の生命を守るということにならないので、これはやっぱり自治体側としてもそれなりの努力をしないといけない。どちらかといえはこういうものといふのは余り目に見えませんが、どうしても目に見える政策を先にやりたいという感情というのはこれはあると思うんですけれども、それだけにこれはやっぱり努力をしていかなきゃならない問題なので、ぜひひとつ消防庁としても、こうい

たいかに低いかということ国民にわかるように数字を公表し、そして各自自治体に対しても積極的にひとつ働きかけて、一日も早い充足ができるように努力をしていただきたい、こう思います。

次に、自治体の地域防災計画の問題でございまして、資料をいただきますと、震災対策が特別にきつと防災計画の中に盛り込まれているのが全国で四百六十九団体、それから火災、水災など他の災害と同列に扱って節などで記載しているのが七百八十九、その他の災害に含めて記載しているのが二百八十。そうすると、何にも震災対策がないというのが七百二十もあるわけですね。

それで、地震が一切ないところがあるのかなと思つて消防庁に聞いたら、そんなところは日本じゅうありません。日本じゅうはどこでも地震ということをややっぱり頭に置いて防災計画を立てなきゃだめなんだと。そうすると、七百二十も震災対策がないということは大変なことなので、やっぱり一日も早く自治体が地域防災計画をきちっと立てられるようにこれは消防の方としてもよく努力をしていただかなきゃならない点ではないかなというように思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(滝実君) 今の御指摘の状況は、私もそういうようなことで、できるだけ震災についてはやはり特段の考慮を防災計画の中ですべきであらうというふうに考えております。

やはり地震というのは、その被害が非常に突発的である、あるいは広範囲に広がる、こういう極めて災害としては大きな特徴を持っておるわけですから、そういう意味でこの防災計画の中には特に地震の問題を取り上げる必要性を私も十分考えて、今後ともそういうようなことをしてまいりたいと思っております。

○山口哲夫君 昭和五十八年七月二十一日に消防庁の方から各知事に通知が出ておりまして、震災対策については他の災害と区分をして震災対策に関する総合的な計画を策定してほしいと、こういふふうに言っているんですけれども、それでもま

だ千を超える約二千近いところが独立した震災対策というものを持っていないということなので、今度の震災を教訓にしてひとつ一日も早く各自自治体が震災対策の特別な計画を立てられるように努力をしていただきたいと思ひます。

そこで、防災計画の達成のためにはやっぱり財政計画というのが相当必要になってくるんじゃないかというふうに思ひます。そのために、ぜひこれは地方財政計画の中に短期でこういったものがきちっと確立されるように一つの項目を立てて財政計画を立ててみたいかがよろうか。

例えば、きょう報告がありましたように山村・森林対策とか、いろいろ大きな項目を立てて財政計画をつくりましたですね。それと同じように、今度の震災を考えたときに、非常に急を要する問題だけに短期間で実現できるような財政計画の一つの大きな柱にしてこれをひとつ検討していただきたい、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 御指摘のように、今回の大震災の教訓を踏まえまして、所要の財源の確保を十分やっていかなければならないということ、はもう委員御指摘のとおりでござい

ます。したがって、いわゆる財源を確保するために地方財政計画の中で位置づけをするようにという御意見はごもっともでござい

ます。その位置づけの検討、さらに今後の地方財政計画の策定を通じて、十分今回の震災の教訓が生かされるように対処してまいりたいと存じております。

○山口哲夫君 あと一分くらいしかないので急ぎますけれども、建設省にお願ひしたいんですが、今回の震災の経験からいまして、水道、ガス、電気などのいわゆるライフラインの被害が大変大きかった。地下の被害というのは割合少ないですね。ないわけじゃないけれども、割合少ない。そういうことからいくと、今回、国会に電線共同溝の整備等に関する特別措置法案を出していただけて、電線だけではないで、やっぱり水道、ガス、電気などを入れた共同溝というものが

非常に私は大事になってくるであろうと。大変なお金がかかりますから自治体としても大変ですが、けれども、しかしもう既に着実に進めてはいるわけですから、建設省としても補助金をつけて。それで、震度五以上の地域防災計画を持っている自治体から共同溝の申請があった場合にはそれを優先的に扱うということがやっぱり必要ではないかというふうに思います。これが一つ。

それから、この間参考人のお話を聞きましたら、関東大震災の後、小学校の隣に公園を建設するべきであるということが決められていたんだそうでございます。それは、要するに避難所の隣にオープンスペースを確保するということが非常に大事だと。これは確かに今度の経験からいってもそう思いますので、これは防災計画の中にこういうこともやっぱり織り込んでいくような検討をする必要があるだろうというふうに思いますけれども、消防庁、いかがでしょうか。

○説明員(辻三三) 上下水道やガス、電力、電話等のライフラインを道路の地下にまとめて収容する共同溝につきましては、昭和三十八年度から大都市の幹線道路等を対象に、全国で二十二都道府県、四十八市町において約三百三十キロ整備してきてございます。

共同溝につきましては、今回の大地震による被害状況につきましては詳細にまだ調査中でございますが、現在のところでは構造に特段の被害がなかったと聞いておりまして、一定の耐震性を有していると考えております。

今回の震災の状況にかんがみまして、災害に強く安全で快適な町づくりのためには、都市におけるライフラインの確保は非常に重要な課題でありますので、共同溝の整備を計画的な重点的に推進していく必要があると考えております。

地方自治体が防災上の観点からこの共同溝事業につきましてもおこなう場合には、補助事業として積極的に支援してまいりたいと考えてございます。

○政府委員(滝実君) 関東大震災の際に、東京市の中で焼けた小学校が大体百ぐらいあったわけでございますけれども、その百ぐらいの小学校を建て直す際に、学校の運動場と一体的に公園をつくって、それでもって建て直す、こういう計画があったようにございます。

結果的には、財政上の理由で五十二校の公園に縮小されたのでございますけれども、要するに運動場を広くとるか、あるいは公園と一体として付近の住民も使えるような格好で初めからセットするか、こういう考え方というのは大変ユニークな構想でございますし、現実にもこの近辺でも例えば神田の佐久間小学校、月島第二小学校あるいは浅草小学校、これは現在でも学校の隣に公園が現存して残っております。

そういう意味では、学校と地域のそういうような一般に使えるものを込みでつくり出すというのは大変貴重な考え方だろうと思っておりますけれども、私も私もそれについては十分検討してまいりたいと存じております。

○岩崎昭弥君 私は、納税者番号制度の関係からお尋ねをしたいと思います。

新聞によりますと、自治省は去る一日、住民基本台帳を利用して全国民に生涯不変の十けたの個人番号をつけ、氏名、住所、性別、生年月日の四情報とともに、国と自治体がコンピュータで一元的管理をする住民基本台帳番号制度を早ければ九八年度にも導入する方向で検討をしているというふうに伝えておりますが、それはそういうふうな理解して間違いないかということであります。

これは、行政局長の私的研究会がまとめた住民番号制度の中間報告を踏まえたもので、自治省は六月の最終報告を待って、住民基本台帳法の改正やシステム開発に着手する予定と聞いておりますが、既にその体制になっているかどうかということとあります。

今日のような高度情報化社会では、住民の番号制度はそれにつながる個人情報等をさまざまな行政分野で共通利用し、行政の合理化、効率化を図ることが目的であることは言うまでもありませんが、プライバシー保護の面から議論を呼びそうでもありますので、その点の配慮と対応はどのように講ずるのか。また、自治省はこの住民番号制度の早期導入を図りたいという意向であります。導入の時期はいつごろになるのか。

以上、承りたいと思います。

○政府委員(吉田弘正君) 今、お話がございました住民基本台帳に基づく番号制度の問題でございますが、これは先般、住民基本台帳の番号に関する研究会の方から中間報告があったものでございます。

この研究会の方は、今回は中間報告でございまして、研究会におきます検討は今年度だけではなきて来年度においても引き続き行うことにしているところでございます。

この番号制度の導入につきましては、中間報告にも指摘されているところでございますが、データの管理や個人情報保護等、なお検討しなければならぬ問題がございまして、また、住民の理解を得るということも大変重要なことでございまして、引き続き検討を重ねていく必要があると考えているところでございます。

したがって、住民基本台帳法の改正でございまして、あるいはシステム開発に着手するための体制については研究会の最終的な結論が得られた後に検討をすべき事柄であるというふうに考えております。

それから、プライバシーの保護の問題でございます。

これは研究会の中間報告におきましても、番号制を導入した場合には、このプライバシー保護の問題についてデータの管理や個人情報の保護等の問題点を指摘しているわけでございますが、さらにこれを検討する必要があるというふうに述べておられるところでございます。今後、研究会におきまして具体的なプライバシーの保護措置を中心として引き続き検討をしていただきたいと思います。

導入の時期はいつかというようなことでございますが、今申しましたように、今回はあくまで中間報告というものでございます。この中間報告をもとにさまざまな御意見もこれから承りまして、それを踏まえて引き続き研究会で検討を続けていただく予定でございます。

住民基本台帳番号制度を導入しようとするれば、やはり今後の状況によりますが、技術面の検討でございましてかあるいは法制面での検討ということもまだございまして、なお三、四年程度は必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○岩崎昭弥君 中間報告は、まずコンピュータを活用した行政の高度情報化を進めるには市町村の区域を越えて的確、効率的に個人を識別できるすべての住民を対象とした統一した番号制度が必要だと指摘をしておりますし、その番号制度は住民の記録を正確に把握している住民基本台帳をもとに構築するのが適当と提言をされているのであります。

番号制度の概要としては、一、住民基本台帳に記録されている全国民に生涯一つの全国的に重複しない番号をつける。二、番号は住民票の記載事項として市町村が住民に付す。三、付番の正確性を確保するため、氏名、住所、性別、生年月日の四情報と番号とともに国、県のセンターに集め、チェックする。四、番号に係る情報には適切な保護措置を行う。五、プライバシー保護に十分配慮し、必要な範囲内でセンターを窓口にして他の行政分野へ番号に係る情報を提供する。六、市町村が番号カードを住民に交付する、の六項目を挙げられております。

番号制度の活用については、市町村と国、県のセンターをオンラインで結ぶことで高度な人口統計など政策形成の貴重な資料が得られるほか、住所移動に伴う手続の簡素化や遠隔地での住民票の写しの発行など、さまざまな行政サービスの効率化、高度化、広域化が可能になると強調しているものであります。例えば、災害で市町村の住民基本

台帳が被害を受けた場合でも、バックアップの機能は即座に果たせるでしょうから危機管理の側面も持つわけであります。

消費税率引き上げを決めた税制改革で納税者番号制度は、これを採用せよという意見があったんですが、不公平税制を解消するキーワードのように思われました。すなわち、公平性を確保するために納税者番号は高度情報化時代の共同溝であり、いわばキーワードとなるわけであります。

問題点は社会的条件が日本で熟しているかどうかということであります。この点、自治省は十分な地方の理解を取りつけて、市町村とともに問題点への対応をきちんと示すことで国民の理解を求めるべきだと私は思うんですが、自治省の見解を承りたいのであります。

○政府委員(吉田弘正君) 先ほども申しましたように、今回、研究会の方から中間報告をいただきました。この中間報告においてもプライバシーの保護措置などの問題点があるということは指摘されておりました。その導入については住民の方々の理解を得るということが重要でございます。研究会においてもできる限り幅広い議論をし、検討を進めていきたいというふうに考えているわけでございます。

今回この中間報告は、研究会において番号制度の概要がある程度まとまったということを公にして、これに対する地方団体も含めて幅広い各方面からのさまざまな御意見もいただきながら、それを十分踏まえながら研究会においても引き続き検討をしていただけたらということで、私もその研究会の結論を待ちながら慎重な対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○岩崎昭弥君 さまざまな議論のあるところですから、国民の十分なコンセンサスをとりながらやっていただきたいと思います。

次に、ふるさと寄附金についてお尋ねをいたします。

自治省では平成五年度から第二次ふるさとづくりを推進しておりますが、その一環として平成五年度に都道府県、市町村に対する寄附金について個人住民税にふるさと寄附金控除制度を創設し、住民の自主的な参加によるふるさとづくりと個性的な地域づくりの一層の推進を図るとして実施をされました。これは、寄附金の合計が十万円を超える場合について、その十万円超の部分を控除して課税標準を算出するのでありまして、所得の二五％が限度になっているのであります。

平成五年度におけるふるさと寄附金の状況をお聞きしますと、平成五年度に寄附した人の総数が三万五千三百四十二人で、対前年比四〇・一％の増のようであります。また、平成五年度の寄附金の総額は九十九億九千四百万円、前年度に比較しますと一・四％の増で大変いい傾向にあるように思われます。

このように、平成五年度はバブル経済崩壊後の景気低迷があったにもかかわらず、寄附金をした人、額とも前年よりはるかに増加しております。ふるさと寄附金控除制度の創設が住民の地域づくりの関心を高めつつある一つの要素になっているというふうに思われるわけでございます。

そこで、このふるさと寄附金控除制度はどのように利用されているか、自治省で把握されている範囲内でお答えを願いたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) お話しのございましたふるさと寄附金控除制度は、ただいま委員御指摘のように、平成五年度に創設されたものでございまして、私どもの方で調査いたしましたその活用状況は、今お触れになりましたような人数、金額とも平成五年度は平成四年度に比しまして相当大幅な増加になっておりまして、五年度が景気低迷期であったということとを考慮合わせますと相当な関心を持ったことであろうと思えます。

各県それぞれいろいろPRに努めておると思いますが、先ほど挙げられました数字の九十九億のうち大半は市町村向けの寄附金でございます。やはり身近な地方団体に対する寄附という面での活用が目立っております。

私もといたしましては、なお一層この制度のPRに努めて、さらにこの制度が広く活用されるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○岩崎昭弥君 おっしゃる通りに、十分国も地方もPRして頑張っていたきたいと思います。

次に、今後の地方法人課税のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

道府県税におきます法人関係税収入の変化が大きいのは御承知のとおりであります。ここに言う法人関係税は法人道府県税と法人事業税のことです。

まず、法人関係税の平成四年度における収入割合は、国税が二四・四％に対して道府県税では四二％、市町村税では一三・九％です。道府県税における法人関係税の占める割合は全税収の四〇％以上で極めて大きいのであります。また、この税収の道府県税における年次別の構成比を見ますと、その年の景気動向による変化が大きいのが特徴でございます。

ちなみに、昭和六十一年度は四三・八％、六十二年度が四六・六％、六十三年が四八・七％、平成元年は、バブル経済のときですが、五〇・七％です。二年度が四六・七％、四年度が四二・二％、この下がっております。数字はすべて決算額です。実はこの法人関係税の収入の変化に苦慮しているのが道府県です。まず、収入見込みが大変でありますし、税収の落ち込むときの対策についても大変苦労しているのであります。これは御承知のとおりです。

こうした事情から、一方で事業税の外形標準課税の導入についても過去何回か検討された経緯があります。

その二、三を紹介しますと、御承知であります。昭和五十二年十一月には全国知事会が法人事業税の外形標準課税の実施に関する報告をいたしております。また、昭和六十二年の四月は、税制改革の中間答申で、消費税の導入に際し、事業税の外形標準課税導入の問題については今後別途検討する必要がありますと言っているのであります。平成五

年の十一月には、今後の税制のあり方についての答申で、事業税の外形標準課税を導入する問題については応益課税としての事業の性格、道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化の観点から引き続き検討が必要と指摘をいたしております。

以上の経緯を見ても、法人事業関係税については外形標準課税を導入する時期ではないかと考えるのであります。

ただし、一つには我が国経済の国際化が進展していること、ひいては経済の空洞化を来さないための配慮が必要であること、二つに安定成長下においても企業の活力を維持する必要があることを考慮した上で、課税ベースを拡大しつつ税率は引き下げるといった基本的方向を目指すべきだと私は思うのであります。これは答申にもあります。自治大臣の所見を承りたいと思います。

以上です。

○国務大臣(野中広務君) 安定的な地方の自主財源を確保するために、ただいま委員から御指摘がございましたように、事業税の外形標準課税を速やかに導入するべきである、その際はいわゆる課税ベースを拡大しながら税率を下げるということも配慮をしておいてはならないということはお説のとおりでございます。この方向に沿ったいわゆる法人所得課税のあり方全体の中で今後積極的に検討をしなければならぬ課題であると存じております。

○岩崎昭弥君 地方は本当にこのことについて強い関心を持っておりますので、自治省としては前向きで真剣に御検討をいただきたいことをお願いいたします。質問を終わります。

以上です。

○委員長(岩本久人君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩といたします。

午後一時五十分休憩

午後一時一分開会

○委員長(岩本久人君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○釘宮警署 地方財政が大変厳しい状況になっております。これは午前中の議論の中にもあったわけでありまして、昨年、史上最大の財源不足というふうに言われたわけでありましたが、ことはさらにそれを上回る財源不足が起こっております。

まず、この現状をどのように認識しておられるのか、大臣にお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(野中広務君) ただいま委員からも御指摘がございましたように、地方財政を取り巻く環境はまさに厳しいものがございまして、

一つには、地方税あるいは地方交付税の伸び悩みがあることが第一でございます。さらに、所得税、住民税の制度減税及び特別減税が実施をされましたこと、明年度から地方財政はそういう点で大幅な財源不足の状況に置かれて厳しさはさらに加わってくるわけでございます。平成七年度の未見込みで百十六兆円を超える多額の借入金残高を抱える見込みとなつてきておる次第でございます。

一方で、公共投資基本計画等の考え方に沿いまして、住民に身近な社会資本の整備、あるいは少子・高齢化に対応いたしました福祉施策の充実、さらには自主的・主体的な活力ある地域づくり等々現下の重要な政策課題が山積をしており、これを強力に推進していかねばならないという側面を持っておるわけでございます。

地方公共団体が担うべき役割は財政需要とともに非常に大きなものがあるわけでございます。したがって、そういう両面を持った状況の中から地方財政は、委員が御指摘になりましたように、まことに厳しい状況であると私も認識をしておる次第であります。

○釘宮警署 認識をしていただいておりますだけではこれは明らかにいけません。今後どういふふうな財政運営というものをなさっていくか、おつものに財政のか、お伺いをしたいと思っております。

○国務大臣(野中広務君) 一つには、先般の税制改革におきましては、地方分権の推進あるいは地域福祉の充実等のために地方税源の充実を図ることとしたしまして、平成九年度から、先ほどお話しがございましたように、消費増税と税にかえまして地方消費税を創設するとともに、これにかかわる交付税率を引き上げることとしたところであります。

また、現在国会で鋭意御審議をいただいております地方分権推進法案におきましても、地方公共団体が事務事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図ることとされておるところでございます。

いずれにいたしましても、地方団体が地域の総合行政を主体的に担っていきましますためには、住民の多様なニーズに適切に対応しながら円滑な行政運営を行っていくために地方税、地方交付税などの地方一般財源の確保が極めて重要でございます。今後とも毎年度の地方財政計画の策定を通じて、そしてその確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○釘宮警署 今、行政改革さらには地方消費税の導入というようなことが今後の財政改革の中で重要であるというふうな話と受けとめたわけでありまして、

そこで、先般、昨年の暮れの税制改革においていわゆる地方消費税が導入され、税率がひとまず一％と定められました。その際に、附則の検討事項というものが設けられております。それを読みますと、第十二条に「地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要がある

と認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする」というふうな定められております。

これは私どもがあの税制改革議論のときに指摘をした、このままでは必ず行き詰まる、この際抜本的な改革をすべきだということを申し上げたわけでありまして、結果的には先送ったような形になったわけでありまして、

私は、この中にうたわれております非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況という部分で、今回税制改正の焦点の一つになっている国税の租税特別措置、地方税の非課税措置の見直し問題についてお伺いしたいと思っております。

特に、先般の税制改革の際に野中自治大臣は、ここに議事録があるんですが、

私はやはりここにおいて新たな税の負担を求める場合に、現在の租税特別措置あるいは非課税措置を含む現行制度の大胆な見直しをしない、これは補助金にもまさる有利性のある制度であります、そういうところを認識して見直しを根本的にやっつて、なお行政改革を行ない、その上に立てて国民に新たな負担を求めていくという姿勢は現在の政権において買われなくてはなりません

このように強い決意を込めて答弁をされております。

また、自治省において電力・ガス会社に対する固定資産税の軽減措置、民間企業が設置する公害防止施設への固定資産税の非課税措置等の見直しを検討しており、これらの措置の徹底によって一千三百億円の増収が見込まれるとの新聞報道が当時なされておりました。

そこで、今回の年度改正においていかなる方針で非課税等特別措置の見直しを行ったのか、具体的にどの程度の整理合理化が行われたのか、またその結果増収はどの程度図られたのか、まず自治省の説明を求めたいと思っております。

○政府委員(佐野徹治君) 地方税におきまして非課税等の特別措置につきましては、私ども絶えず整理

合理化を図つていかなければならないと、このように考えております。

平成七年度の改正におきましては、具体的に申し上げますと、例えば厚生年金基金等に係る生命保険会社の収入保険料に係る特例とか、日本電気計器検定所、日本消防検定協会、小型船舶検査機構、軽自動車検査協会、これらに対しまして特例の見直しなど非課税等の特別措置の積極的な見直しに取り組んだところでございます。

その結果、平成七年度の税制改正におきましては、廃止が二十二件、縮減が四十件、合計六十二件の廃止縮減を行うこととしたところであります。一方で、非課税等特別措置の新設拡充につきましては合計十四件にとどまっております。これに伴いまして、税収でございますけれども、平年度ベースでは約八億円の増収となっておりますが、なお住民税とか事業税におきまして国税の租税特別措置の影響により増収額は約百八十四億円程度となっております。

○釘宮警署 今回のいわゆる税源不足といいますが、このことを考えたときに、八億円という数字が一体どの程度の割合になるのかというの私はあえて申しせんけれども、私は、前回の税制改革の際にあれだけ強調された問題が全く実現されていない、これは責任政党として極めて無責任である、このように言わざるを得ない、このように思うわけでございます。

大臣が、さきの二十一日の衆議院の地方行政委員会の田中委員の質問に対して、こういうふうにご答えておられますね。「今回の見直しは、これらの経過を踏まえまして大変評価できるものであると考えております」と。特別措置に係る課税の適正化が今回織り込まれたということで大変評価できるというふうなことを述べておられます。ただ、その後に、多分これは大臣が少し良心の呵責があるんだと思うんですが、「私個人は、まだ積み残した部分があったと一面思っております次第でございます。」、こういう答弁をなさっておりますね。これについて、今回の見直しに対する大

臣の認識について再度お伺いしたいと思います。
○国務大臣(野中広務君) 非課税等特別措置の見直しにつきましては、先ほど委員が御指摘のように、私の答弁いたしました気持ちは今も変わっておりません。けれども、結果として十分それを達しなかったことは私自身さんきにたえない次第でございます。

一方、政策課題としてこのたびは固定資産税の高い評価に国民から強い問題点が指摘をされる中で、それぞれ与野党を挙げて固定資産税の適正課税のあり方について大きな政策的減税を行うべきであるという要請も出てきたわけでございます。トータルとして増収を得る結果に結ばなかったわけでございますけれども、私どもはなお今後国税、地方税を通じてこの租税特別措置のあり方につきましても大胆に見直していく姿勢を貫いていかなくてはならないと考えております。○釘宮馨君 この非課税特別措置の見直しは単なる特例措置の検討の問題ではなく、この問題が地方消費税のあり方とリンクしてある、よってこの結果が今後の地方財政に対して大きな影響を持つ問題であるというところを指摘しておきたいと思っております。しかしながら、今回の件で業界からの反発もあったというふうに思うわけでありますが、今回の見直しは実質的に私は何らの効果も生んでいないというふうに思うわけであります。

ところで、この附則の中に地方の行政改革の推進状況、これもやはり同じく検討の項目に入っているわけでありまして、地方行革というものも現在どのようになっているのか、国の特殊法人の見直しも実際には何かどうも先延ばしになったような嫌いがあるわけですが、地方の公社などの外郭団体の見直しは具体的にどの程度進んでいるのか、このことについてちょっとお伺いをしたいと思います。

特に、このままでは実質的には消費税率の引き上げがもう避けられない、そういうふうなことを危惧するわけですが、先般の税制改革自体の合理性すら疑念が生じてくる可能性が高いと思

うわけでありまして。お答えをいただきたいと思

○国務大臣(野中広務君) このたびの行政改革の一つとして、今、委員が特殊法人等の見直しで見るべきものがなかったという表現を使われたわけでございますけれども、私は、少なくともこの十年、特殊法人等の見直しについてここまで踏み込んでやった政権はなかったと考えております。少なくとも、特殊法人全体について見直しますとともに、多くの特殊法人について廃止、民営化、さらには統合を行ってまいったわけでございます。今日統合に至らなかった、あるいは廃止に至らなかったものも個別にその内容について総務庁あるいは官房長官のもとで点検をいたしまして、トータルとして金銭的にこの結果が出るように鋭意進めておるところでございます。さらに、政府関係金融機関につきましても、なお困難な中、努力を続けておるわけでございます。そういう点では、私は今までの結果を出すこともできたし、これからも断続的な努力をやっているかなくてはならないと思っております。

なお、地方はまた地方分権推進のために、今、国会で御審議をいただいております法案をこれから確立をさせていただいて、そしてその受け皿をつくるためにはみずから進んで行政改革をやっていくべきであります。自治省といたしましては先般、御承知のように、行政改革の推進に対する指針を出したところでございますけれども、地方においてそれぞれ住民も参加をした推進本部を設けていただき、そして鋭意外郭団体を含めた地方のリストラに今取り組んでいただいております。私どももこれを注意深く見てまいりまして、地方が真に分権の受け皿にふさわしい状況になるように、さらに一層指導をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○釘宮馨君 今の大臣のお言葉に私は言葉を返すつもりはございませんが、昨年の税制改革論議のときに、武村大蔵大臣もそうでありましたし、村山総理はもうそろそろでありますしたが、もうと

かく行政改革をやる、そのことによって相当のお金が出てくるというふうな、国民のサイドから見ただけではそういうふうな聞こえるような話をされたわけですね。ですから、かつてなかった、これだけ踏み込んだことはなかったと言っても、それはそこまでやることは当然であって、それ以上のことをやるということをやってきたわけですから、私はぜひ今後これは政権政党としていわゆる公約でありますからやっていたかなければ困る、このことを申し添えておきたいと思

次に、これは午前中山口委員から質問が出ました地方交付税法の第六条の第三項についてであります。これについては私は議論を蒸し返すつもりはありません。このままだけで間違った交付税率は上げてもらわなきゃ困るという山口委員の質問、また言葉、私はもう全く賛成であります。しかし、私は先ほどの議論を聞いていて、若干奇異な感じを覚えたんですね。というのは、山口委員は与党であります。与党が大蔵省が信じられないとか、それから法律で決めたことが次々変えられるとか、これは私は全くおかしい話だというふうな思われたい。特に、昨年、閣根委員、こちらにおられますけれども、閣根委員が野党のときにこういうふうな言っているわけですね。「穴をあけっ放しにしておきます、だからこれは政治家の皆さん埋めてください」と、連立与党の皆さん、きちっと根本的な税源対策を講じて埋めてくださいよと、こういうことを当時の湯浅財政局長に対して言っているわけでありまして。

私は先ほどの議論を聞いていて、何か身内が身内を非難している、これはまさしく今のこの連立政権の無責任さをそのまま私はこの委員会であらわしたと言っても過言ではないと思

○国務大臣(野中広務君) 私は、山口委員の御質問を承りながら、議会のありべき姿だと感銘を受けた次第であります。与党だから何でもかんでも何の指摘もしないで

やっていくというのは議会政治のあり方ではないと考えておりますし、私も時に批判を受ける答弁を申し上げることが多々ございます。しかし、私は政府の立場にないわけでもございまして、閣僚として一人の政治家として、きちっと政党同士が議論をするときには一人の政治家として議論をしておくべきなんだ、それがまた議会政治のあり方なんだというふうに考えておりますので、いささか答弁が不規則に過ぎるという御指摘を受ける向きもあるかと思

○釘宮馨君 いや、それは余りにも私は詭弁だと思

今、与党がいわゆる税の改革についてはインシアチブを持っているわけですね。これは税に穴があいているということについて政治が責任を持たなきゃいけないわけですね。ですから、我々はこの穴をあけたことについてやはり責任を持って政治家がやっていかなきゃならぬということを言っているわけですね。私は山口委員が言ったことを私も賛成だと申し上げました。だから、今、立場として山口委員が与党におられるわけですから与党の議論の中で私は大いにそのことを言っている。ほしい、このように思うわけであります。

これをやっていますと時間がなくなりますので、次に移ります。こうした議論が出てくる背景には、やはり抜本的な地方税制改革が必要であるということであると思

そこで、今後の地方財政のあり方について若干質問をさせていただきます。例えば平成五年度の都道府県決算によれば地方税収は戦後初めて二

また一方、地方交付税も九年ぶりに前年度決算額を下回っている。この結果、一般財源比率が十五年ぶりに五〇％を下回るといふ低い水準になったことである。極めて深刻な状況にあると考えるわけであるが、最近の地方税収の状況について現在把握しているところで説明をさせていただきます。

○政府委員(佐野徹治君) 平成六年度の地方税収につきましては、最も新しい数値は十二月末現在のものでございます。これによります都道府県税の調定ベースで対前年度の伸び率を見ますと、軽油引取税につきましては制度改正等もございまして四〇・七％の増ということで、税目によりましては好調な伸びを示すものもございすけれども、法人事業税につきましては前年度を九・四％下回っております。また、個人住民税につきましては特別減税が実施されている影響もございまして二・八％の減となっております。全体といたしましては、都道府県税関係では前年度と比較いたしますと二・二％下回る状況でございます。それから、市町村税につきましては東京都の特別区と政令指定市、それから県庁所在地の抽出調査を行っておりますけれども、やはりこれも個人住民税の特別減税の影響等もございまして、全体では対前年度で二・九％の減収と相なっておりますところでございます。

○釘宮馨君 今後の地方税収を考える上で最も危惧される点は、先々週来急騰を続けて八日には東京外国為替市場において八十八円台の高値をつけた円高の問題であります。今後このドル安円高が回復の兆しを見せている我が国の景気に対してどれほどのマイナス効果を持つのかが大変心配されるところであります。

そこで、三月十日の朝日新聞に掲載された電力中央研究所のシミュレーションによりますと、円レートが今年度の第一・四半期以降九十四円で定着した場合に、相対価格要因から今年度の実質輸出が一・七％減少、これに伴うデフレ効果で国内需も減少し、その結果平成七年度の実質GDP、国内

内総生産は〇・五％程度低下して一・三％程度の成長にとどまる、このように言っております。また、名目での程度の成長率の低下が生じるかという点、当初の名目GDPの伸びが二・四％、円高で対ドルレートが九十円で定着した場合はGDPの伸びが一・八％、差し引きマイナス〇・六％の影響が出るのではないかと思っております。

これをもとにして大まかな推定をすると、地方交付税については、成長率に対する弾性値を一・二として計算すると、地方財政計画ベースでは千六百六十億円の減少、また地方税と地方譲与税については、ひとまず弾性値を一として計算してみると、それぞれ二千三十億円、百二十億円の減収が生じるとの計算になります。

こうして見ると、地方税収については地方財政計画ベースでの対前年比三・六％というのはかなり厳しいのではないかとこのように考えるのであります。自民党の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 御指摘のように、最近の円高傾向は非常に厳しいものがございます。それが国、地方を通じてそれぞれ税収に与える影響も深刻なものがあろうと思っております。また経済成長率にも陰りをもたらすのではなからうかと危惧をしておるところでございます。

今後さらにこの経済情勢が好転するように私も期待をするところでございますけれども、この経済情勢の変化に対応いたしまして、地方の財政等につきましてはそれぞれ補正措置を講じまして、地方財政の運営に支障のないように適正に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○釘宮馨君 自治省にも。○政府委員(遠藤安彦君) ただいま大臣がお答えしたとおりであります。この円高の影響がどのようになぜ定着するかというところは今定かでないところであります。したがって、毎年度経済企画庁で設定いたします経済成長率につきましてはそのときのいろいろな経済情勢によって変化を生じてくるということになるわけでございます。

で、これがただいま大臣がお答えになりましたように、私どもとしては経済情勢というのが好転するように望んでいるわけですが、もしもそういう状況にならないというふうなことになるれば、全体的に地方財政計画も補正措置を講じて穴があきました財源措置について対処をしなければならぬ事態が来るのではないかとすることは考えられるところであります。

○釘宮馨君 私はここで経済論議をするつもりはないわけでありまして、まさに地方税源というものがこういったさまざまな要因の中で厳しい状況にあるということを我々は認識をいたさなければいけないということでありまして、

今回の円高に対しては、公共投資の上積みなどによる内需拡大策を盛り込んだ早期補正論、今、遠藤局長もおっしゃいましたが、こういった補正論も浮上してきているようでありまして、

もしそうなりますと、再び地方財政において地方債の発行による単独事業といったような問題も出てくるのではないかと、その結果一層借金依存が強まるのではないかと、この点について非常に危惧をするわけでありますが、この点について大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 政府といたしましては、平成七年度予算におきまして平成六年度と同程度の規模の所得税、住民税減税を引き続き実施いたしますとともに、御承知のように、公共投資の着実な推進を図るなど景気の回復に資するように対処をしておるところでございます。今その予算を参議院において御審議いただいておりますところでございます。

また一方、阪神・淡路大震災という予期しない財政需要も起きておるわけでございますので今後補正予算を必要とする場合が想像をされるわけでございますので、そういった時期が参りますれば地方財政の措置のあり方について私どもも適切に対処してまいりたいと考えておる次第でございます。○釘宮馨君 今ここで私が主張したいのは、今、大臣がおっしゃったように、地方税財源を、今後

地方分権を進めていかなきゃならないわけでありまして、そういった中でこの制度をいかに確立していくかというのを申し上げたいわけでありまして。例えば、都道府県については、景気の影響を受けやすい法人所得税に偏った税収構造を持っていますわけでありまして、過去当委員会においても論議をされました、午前中にも岩崎理事の質問にもありましたが、外形標準課税の問題もまだ全く手つかずの状態でありまして。村山政権で最大の課題の一つが地方分権であることは総理自身も認めているところであり、我が党も地方分権推進法を提出したところであります。

こうした環境の中で、今後地方税制のあり方について突っ込んだ議論をすべき時期が来たのではないかと、このように考えるわけでありますが、地方分権に向けた地方税制のあり方、こういった観点から自治大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) お説のように、地方分権が推進される上で根本的な地方税財源のあり方というのがこれから議論をされなくてはならないと思うわけでございます。

先般の税制改革も一つの位置づけでございますけれども、それ以上に今日、委員が御指摘になりましたような、また午前中それぞれ御指摘がございましたような深刻な地方税財政の実情を考えますときに、真に実りある地方分権を構築していくためにはそれを補う税財源の確保というものが必要であるわけでございますので、私どもはさまざまな観点からこの地方税のあるべき方向について政府あるいは与党税調を通じて議論をいたしたいことを期待しておる次第でございます。

○釘宮馨君 地方分権に向けた地方税制のあり方の中で特筆すべきは昨年の税制改革の中で実現を見た地方消費税の導入であろうと思っております。この地方消費税の創設は地方税源の充実を図る上で大きな突破口であったと私も考えております。

ただ、重要なことは、地方消費税導入とこれに伴う消費税に係る地方交付税率の引き上げによって地方財政が得る純粋な増というものが今回社会

福祉関係の二千億にすぎないという点であります。今後、先ほど大臣のお話の中にもありました、新ゴールドプランを初めとする高齢化対策や、さらには新公共投資基本計画の実施に伴う事業負担など財政需要は引き続き増大をしていくわけであり、これに対応した安定的な地方税源が確保できないと一層地方財政の借金体質が強まる結果となるわけであり、既に御案内のように百十六兆という天文学的数字の地方債を抱えておるわけであり、今後地方財政をいかに充実していくか、そのあり方は最大の国政課題となるものであります。

そのためには、事業税の外形標準課税の導入により現行地方税の収収の安定を図ることが私は必要であると思ひますし、さらには消費税が今の四％、一％という枠組みでいいのか、また国、地方の間の税源配分の見直し、こういった問題についても議論を煮詰めていく必要があると考えるわけであり、この点についても伺ひをしたいと思ひます。

○国務大臣(野中広務) 委員、今御指摘ございましたように、国と地方の税源配分の問題はこれからの限りなく私ども続けていかなくてはならない問題でございます。特に地方分権を推進する上で、先ほど申し上げましたように、さらに根本的な検討をしなければならぬ重要な課題であると考えておるわけでございます。

先般御承認を賜りました税制改革に伴う地方消費税はその一つの大きな柱であると思ひます。また、今、先ほど申し上げましたように、国会で御審議をいたしております分権推進法案におきましても、「国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るものとする。」とされておるところでございます。今後高齢化の進展や地域福祉の充実を考えると、より安定的でかつ伸長性のある地方税源の充実強化を図ることは何にも増して地方分権の重要な課題である

と考えておる次第でございます。御指摘の多くの税の観点から今後とも、地方を通じて努力をしていかなければならないと存じておるところでございます。さらに、国、地方を通ずる事務配分のあり方等もあわせて、地方分権の推進状況等を踏まえながら、私どもその趣旨に適応できるように税制が構築されるように努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○釘宮書 それでは次に移りますが、交付税特別会計の借り入れの件について伺ひをしたいと思います。昭和五十年代の歳入不足時代には、昭和五十四年の一般消費税導入の失敗により増減なき財政再建路線のもとで、地方を通じて行財政改革が進められました。その後日本経済は好況期に入ることになり、地方財政は昭和六十二年の財政対策債の発行を最後に通常収支は均衡することになりました。その過程で、昭和五十九年の自治大臣と蔵大臣との覚書において、昭和五十九年度以降、交付税特別会計における新たな借入金措置は原則として行わないとされたところであります。ところが、バブル不況により、地方とも収収に陥り、平成四年度の補正予算、さらには平成五年度の第二次補正予算、そして六年度、七年度は当初予算において交付税特別会計の資金運用部からの借り入れが臨時異例と言われつつ引き続き行われておるわけであります。

ちなみに、毎年自治省財政当局が作成する「地方財政対策の概要」を読むと、平成六年度には「臨時異例の措置」としてされていたのが、平成七年度では「臨時の特例措置」とされております。若干変化をしておるわけでありまして、四年も連続すれば異例とは言いがたいのかもわかりませんが、この自治大臣、大蔵大臣の覚書について自治省は今どのような認識を持っておられるのか、まず伺ひしたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦) 今、先生の御質問の中にありましたように、昭和五十年代の国も地方も

厳しい財源不足の時代に、地方におきましては交付税特別会計における借り入れと財源対策債の発行ということによりまして五十年代の財源不足に対処してきたわけであり、これが昭和五十九年には十一兆円を交付税特別会計の借入金を超えるという事態になり、五十九年度には国の負担をしていただく部分については国に引き取っていただいて、地方の分五兆七千億ほどを地方がこれから交付税特別会計において返していくということにいたしましたわけであり、これまでの反省に基づいて地方交付税法の附則三条という規定を設けて、これ以上交付税特別会計における借り入れというものをやめて、これは法律でお願いするわけであり、特例的な増減額というところで対処しようということにいたしました経緯は先生御説明があったとおりでございます。

平成六年度、それから平成七年度におきましては、しかしながら地方財政、平成六年度において三兆円、平成七年度において四兆二千六百億円という大変大きな通常収支の財源不足があり、本来でありましたらこの三条の規定によって国からの特例増枠、交付税の特例措置というものが期待できるわけであり、国の財政におきましても、国債整理基金の定率繰り入れの停止であり、また、五年度の決算上の不足に係る国債整理基金からの繰り入れ相当額について、決算調整資金を通じて基金への繰り戻しを延期するといったような国自体が大変厳しい状況になるというようなことでありまして、先ほど来大臣からもお話が

ありましたが、法定加算の三千九百億ほどのうちから千八百十億の法定加算を獲得するのには自治、大蔵両大臣の最終折衝まで持ち込むという、そういうような状況であったということでも万々を得ず交付税特別会計における借り入れということ、これをしなくてはならなかったという、国、地方を通じてまことに厳しい財政事情のもとにおける臨時特例的な措置であったということでも御理解を賜りたいわけでございます。

○釘宮書 先ほどの山口委員の話をたびたび出して恐縮ですが、法律で決めたことが次々

に変えられる、約束が簡単にほごにされると。これは私は本当に、じゃこういう覚書なんというのは全く拘束力がないのかということになるわけでありまして、こういう綱渡りのな、またやりくりをやらなきゃならないような財政事情にしているというところは私は逆に言えば政治に大きな責任があるというふうに思ふわけであり、この点については、今後こういった本来やるべきではないというものは極力やらなくて済むような、そういう形にしていかなきゃならない、私はこのように思ふわけであり、

また、その交付税特別会計の借り入れは、財政状況が悪化したときには歳出面の洗い直しとか、地方財政全体の見直しを十分に行うことはせず、地方交付税の総額確保のために安易に特例的借り入れを行って、そして景気回復や財政事情の改善を待って借り入れの停止あるいは借入金残高の処理を行ってきけるわけであり、

たびたび議事録を出して恐縮ですが、二月二十一日の衆議院の地方行政委員会遠藤局長が、

例えば平成元年度から前後三年度ぐらいの間には、交付税特別会計の借入金予定よりも繰り上げて償還をしたというような実績もあり、交付税特別会計の借入金、ピークはたしか昭和六十一年ぐらいに六兆円ぐらいの規模であったわけであり、平成三年ぐらにはこれがもうほとんど繰り上げて償還をし終わっていたという状況もあるわけであり、

というようにことを言っているわけですね。これはバブルの時代ですからね。ですから、またバブルを待っているような、ある意味では受け身のなこういういわゆる特別会計の借り入れというのは私はやっぱり厳にやるべきではない、このように思ふわけであり、そういう意味で、地方団体独自の財政運営を行うべきである、このように考えるわけであり、これも、これについていかがですか。

○釘宮書 先ほどの山口委員の話をたびたび出して恐縮ですが、法律で決めたことが次々

○政府委員(遠藤安彦) 私ども御指摘のとおりであろうように思っております。やはり厳しい時代でありますけれども、財政は健全性を保つていなければならないところでございます。したがって、地方財政計画を組む場合におきまして、まず第一には、中長期的には地方の税財源、地方税、地方交付税といった一般財源を充実することをまず心がける。それから、歳出におきましては、やはり行政改革その他厳しい中におきまして、効率的な経費の使用ということに心がけていかなければならないように思っている次第でございます。

それからまた、今パブルのお話がございましたけれども、私ども、財源に余裕がある場合には、過去の借入金といったようなものを繰り上げ償還をする、あるいは実質的に償却をするというような措置をとって将来に対する負担の軽減を図っていくというようなことも頭の中に置きながら健全な財政運営に努めていかなければならないと思っております。

ただ、地方分権が現実のものとなつてまいりましたし、地方団体におきましては、住民の大変多様なニーズにこたえてさまざまな行政を展開していかなければならないということもあるわけでございますから、地方の自主性・自立性、あるいは生き生きとした地域づくりといったようなものを実現するための必要な財源というのも私どもは確保していかなければならない、そういった面のことを考えながらこれから地方財政対策というものを講じていかなければならないというように思っている次第でございます。

○釘宮善君 この交付税特会というのはまさに緊急避難的な要素が強いと思うのでありますけれども、できるだけこういったことをやらなくとも済むような税財政制度、また改革を進めていかなければならないということを申し上げておきたいと思ひます。

そこで次に、国の厳しい財政事情を反映して、地方債の交付税代替財源化が進んでいるのではな

いかということを指摘しておきたいと思ひます。

地方交付税は基準財政需要額と基準財政収入額の差を埋めるべくして設けられているものであります。地方債の交付税代替財源化が進んでいるため、地方債に振りかえられる事態が続いております。本来、地方交付税というのは一般財源で使途が自由である財源であります。地方債というのは使途が限られた財源であります。これに代替されてしまふということでは、それだけ地方団体の財政の自由度を縛ることになるわけで、好ましい傾向とは言えないと思ひます。また、これまで国庫補助負担率の引き下げにおいて、国は後に一般会計から交付税特別会計に繰り入れることにより手当てをするといった措置をいろいろ行つてきているわけでありまして、最近では、先ほどの御答弁にもありますように、国の財政事情が非常に厳しいということでも、これまた先送り措置がとられております。

平成七年度でも同様の措置により九千五百八十二億が先送りされておりました。今回の改正案により国の加算額の総額は実に五兆四百十三億四千円となつておるようであります。地方は国からの交付税特別会計借入金金を累増させる、これが十兆七千七百二十五億です。国は地方交付税の加算額を、先ほども言いました五兆四百十三億四千円です。毎年増加をさせているわけでありまして、私に言わせれば、ちょっと言葉は悪いですが、かなり場当たり的な措置を繰り返して、おつても、私も今回これで少し勉強させてもらいましたけれども、非常にわかりにくいわけでありまして、これを抜本的に解消しようとする意思が政府にあるのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 今、委員から御指摘がございましたように、国、地方を通じて非常に厳しい税収の中から財源対策が求められておるわけでございまして、地方もまたそういう中から公債費に頼る比重が多くなってございます。

ただ、委員から先ほど今日に至る景気対策について厳しい政権への批判がございましたけれども、やっぱりここに至る間、平成六年度の予算編成が年を越えて行われて、そして予算が年度を入ってから六月に成立をしたという、あの昨年の異常な事態というのが今日これだけ大きな足を引かずにおつたということをぜひ御理解をいただかなければ、何かにわかに降つてきたように国の財政が悪くなったような政権批判というのは私は当たらないのではないかと。

一昨年、平成六年度予算編成は、委員も十分御承知のように、もう政治改革をやらなければ予算も何も全部先送りだということ、ついに予算編成が年を越してしまつたわけでございます。そして、ようやく二月になつて新年度予算が編成をされ、国会に三月に出、六月に成立をするという異常な状態をたどつたために今日の経済情勢がまた困難をきわめておつたことは十分委員も御認識を賜りたいと思ひます。

しかし、私どもこのことを抗弁するわけではありませぬし、謙虚に今の地方財政のあるべき状態を認識しながら、国、地方の役割分担をお互いに分け合い、かつそういう中でお互いに苦しいときにこの選択をしたわけでございますので、これからもうこういう地方財政のいびつな状態が続かないようにさらに一層の努力をしていかなければなりませんし、先ほど来たたびたび申し上げておりますように、先般の税制改革の一つの柱として地方消費税が創設されましたことを契機に、今後地方分権への大きな足がかりとして、これから地方税財源全体のあり方というものを根本的に議論を深めていただく、与野党含めた御議論を賜りたいと期待をいたしております。

○釘宮善君 もう時間がなくなりましたので質問を終わらせていただきますが、ここで私は今の大臣の答弁を聞きながら思ったのは、やはり今我々政治家はまさに党利党略、そういうようなものを乗り越えて、日本が、この国が今抱えている問題というのは大変大きな岐路に立っておるというふ

うに思ふわけですね。それがどうも責任のなすり合いみたいな形でやつても国民は全く救われな

い。ましてや、一昨年の政権交代ですべての政治家が与党、野党を一度経験したわけでありまして、これからは本当にそういう意味での責任ある議論をやつていかなきゃならない。

私は、くしくも今回の質問をするのに昨年の地方税、交付税法の議事録を見ました。鎌田委員と閣根委員が質問をされているんですね。それは私が今言おうとしていることと全く同じことを言っているわけですよ。全然変わっていないんです。ですから、そういう意味では野党になつたら野党の質問はこうだということじゃなくて、このところは自分たちが信じることをやっぱ大いに議論をしていかなきゃいけない、このように思ふわけですよ。その辺のところがまだまだ私はない、こういうふうに向うわけでありまして、このことについて大臣の御答弁をお聞きしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(野中広務君) 私も委員と同意見であります。

お互いにどのような立場になりましようとも、国家と民族の将来を考え、そして私どもはまた地方行政を大切に考えるものとして、これからの一層の地方自治の発展のために五十年ぶりの大きな地方分権への足がかりを、真に地方分権が歴史的な節目を迎えたようになれるように与野党一緒に努めて取り組んでまいらなくてはならないと考えておるつもりでございます。

○小林正君 阪神・淡路大震災から二カ月を経過しようとしておりますが、兵庫県も対策本部の看板を復興というふうにかけるという状況になつてまいりました。

こういう緊急、非常の大災害が発生したときに、平時における対応と有事における対応の場合のさまざまな問題点について、五千余の多くの犠牲を無にしないためにどういった教訓を引き出すのかということは大変大きな課題であらうかというふうに思ひます。

政府、関係各省庁等も今いろいろ今後へ向けての対応を御検討されていると伺っているわけでありましても、先日の十三日付の読売新聞で、消防庁の方針として緊急消防救助隊の創設という問題が報ぜられておりました。十二日までに方針を固めて平成八年度中に創設をするということ、かねてから災害救助隊についてはいわゆる自衛隊と別組織論云々という議論が一方にある中で今回こういうことが発表されているわけでありまして、従来このことについては消防庁として、従来の自衛隊との連携という問題もあるようでありましても、どのような関係にあるのか、別組織との関係で、御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 今回の阪神・淡路大震災のさまたまな経験を通して、地震等の大規模災害が発生した場合におきまして、消防組織法二十四条の三の規定に基づきまして、消防庁長官の要請により広域な応援体制をつくり上げていくために全国の救助隊が被災地に集結する仕組みを今検討しておるところでございます。

委員が今読売新聞を引用されましたけれども、緊急消防救助隊という仮称で、初期の救助活動を迅速に行うことを目的といたしまして、自衛隊とは全く別に消防の広域応援の組織を行うための仕組みの一つとして現在検討をさせていただいております。

○小林正君 現行二十四条の三云々ということをお仰せされましたが、そういったと、従来そうした形での対応は制度的にはあったということでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 制度的にはあったわけでございます。がしかし、一つには国際救助隊として、大都市の消防本部がそれぞれ個人登録をして五百数名おったわけでございます。これを今度それぞれ地域にチームをつくらせてそしてやっていく、そういう体制を今検討を進めておるところでございます。

○小林正君 国際緊急援助隊の活動については、今回の場合でもかなり大きな活躍をされたという

ことも伺っておりますし、やはり日常不断の努力の中から有事に備えた対応ということがあって効果的な対応が可能になるんだというふうに思っています。現行制度の中で一定の位置づけがあるにしても、やはり非常時、そして混成部隊で有機的に所期の目的を達するということになりまして、日常不断に相当練度を高める努力をしていかないと、いけません。いかにと思いますが、こうしたことについては現行法制上の位置づけの中ではどういう形で行われておられたのでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 今日まではそれぞれ大都市におきます消防本部の救援協定、あるいはそれぞれ消防庁長官の要請に基づく派遣等をやったまいたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回の阪神・淡路大震災の経過にかんがみまして、私どもそれぞれの消防本部から招集をしてそれぞれこの災害に救援に当たるわけでございますので、その内容は、特に委員が今おっしゃいましたように、混成部隊となるわけでございますのでその精度を高めていかなければならないと考えておるわけでございます。

それだけに、災害現場に早期に到着をし、効果的な救助活動を行うためには高度な救助技術や知識、経験等が特に要求されるわけでございますので、今後はこの高度の救助資機材の備えつけあるいは習熟訓練、参集訓練、こういうことが十分果たし得るよう、従来と異なった対応をしてまいらるよう今検討を進めておるところでございます。

○小林正君 午前中の山口委員の御質問にも装備の問題が出ておりましたけれども、この中で、やはり救出をする上で必要なファイバースコープの問題とか音響地中探知機、それから自給自足型で自己完結型のチームとして行動するというものになれば、当然テントとかあるいは食料とか宿舎の問題とか、応急的な対応ができる用意もなければその目的は達せられないということになりますと、平成八年度じゅう云々ということになると平成八年度予算の中でそうしたことについての措置をされるということなのか。災害は最近忘れな

いううちにやってくるというような状況にもなっているわけでありまして、そういうことからすれば、このことをやはり平成七年度の中で位置づけていくと。

前回も私申し上げましたが、既に地震学者は大地震動の時代だと言っているわけで、いつどこで起こるかわからない。それも大規模なものが起こり得るという警鐘を鳴らしているということからすれば、平成八年度じゅうの創設というのが早期の創設と言えのかどうか大変心もとない気もするわけで、既に位置づけがあるものであるならば、一層予算の充実を、この補正の段階でも組んでも平成七年度じゅうにスタートをさせるような対応が必要じゃないかという気もするわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) ただいま御指摘のような問題点をそれぞれ検討いたしておる最中でありまして、一応のまとまりを得ましたならば直ちに関係団体、すなわち既存のそれぞれ消防本部の機能を生かしながらいこうというわけでございます。それだけに、それぞれ関係団体の協議調整が必要でありますので、その調整を行って関係団体の意見を十分踏まえた中で、早期にこれが創設ができるよう努力をしてみたいと考えております。

○小林正君 ぜひそのような御努力をお願い申し上げます。

それから、二点目の問題としては、本日本院において参考人を招致しての質疑が行われている問題であります。

東京協和、安全の問題をめぐってはマスコミでもいろいろ報道がされておりますけれども、この地方行政委員会という立場でこの問題をどうとらえていったらいいのかということになりますと、やはり一つは国と地方の関係、特に機関委任事務にかかわる問題意識と、もう一つは地方の地方公共団体の主体性、自主性という問題意識の二点で見ていくことが求められているのかなというふうに思います。

三月十一日付の朝日新聞で、見出しが「都と大蔵のはざままで暴走」というような見出しで出ておりまして、東京都は我々に処理能力がないんだ、大蔵省は都の責任だと、こういうことで大分県知事の平松さんが「自治体の権限を強化せよ」と、こういうようにばんばんと見ると出てくるわけで、これが象徴的であるという気もいたしますが、この中で「東京都は、二信組の実態が「信用組合」でないことに目を向け、国の責任だと大蔵省にげたを預けた。同省は、「信用組合」の看板を掲げる限り、都の責任と考えた。そのはざまで、二信組は暴走した。」と、こういう言い方があります。

このことから、平成三年に実は地方議会が参考人と呼ばれるいろいろな問題についての審議を行って、そういうシステムができた、これは平成三年に至るまでの長い経過があるわけですが、それらの経過を振り返りますと、やはり地方自治体が主体的にそうしたことについて積極的に取り組もうという姿勢が、今回東京都議会が示したというその背景にはやはり平成三年における法改正の問題がかなり下敷きにあったんじゃないかと、こういうふうにも思うわけでございます。

そういう意味で言えば、本来国の方では参考人を議会に招いていろいろ事態の究明ができる体制があり、場合によっては証人喚問もできるということに対して自治体の中でそうした対応が平成三年度以降今日出てきた。そのことが東京都議会が今回の大蔵、日銀等々の問題に対して三百億円を白紙撤回するという事態になっているわけで、このことは自治体の一つのありようを示したものであるとして評価できるんじゃないかというふうに思うわけがあります。

この中で実は参考人がどうなったのかということなんですけれども、三月八日付の読売で、閣僚懇で野中自治大臣が、自治大臣という立場でもあろうかと思っておりますけれども、都議会が真剣に検討しているんだから参考人として呼ばれたら出ていく努力をすべきではないかということを述べ

たという話が出ております。

このことについて、以後の都議会に参考人はどうなったのか、それから今後の対応としてどういう動きがあるのかお聞かせをいただきたいと存じます。

○国務大臣(野中広務君) 東京都議会が今回の信用組合の問題について参考人を招致しようとしたというのには私も承知をいたしております。

ただ、それについて打診をしたところ、日程が合わないということで実現ができておられないという報道を知ったわけでございますので、今、委員が御指摘になりましたように、閣僚懇の席上で、やはり都議会が五会派一致して今回の東京協和並びに安全信用組合の処理対策としての問題点として集約された中で、それぞれ機関委任事務を受ける東京都としての責任を明確にされながら今回これを財調基金に積むという措置をされたわけでございまして、そういう東京都議会の状況を十分認識をして、そして関係参考人は積極的に出られるべきであるということをお願いいたします。

東京都議会におかれましては、三月三日、予算特別委員会理事会で大蔵省の銀行局長と日本銀行総裁、日本長期信用銀行の頭取を呼ぶことに全会一致で決められたようでございます。しかし、六日、七日の口頭打診に對しましてはそれぞれ日程が合わないということで困難であるということが回答がされたようでございまして、その後三月六日、予算委員会での事情が委員長から報告をなされたこと聞いております。その後の特別の動きについては承知しておりません。ところでございまして、○小林正君 この問題は、やはりこれだけ都民の代表である都議会が論議をして、そして国政にまで大きな影響を及ぼしながらきようを迎えているわけでありまして、当然、地元自治体からの要請があれば、みずから出向いていて真相の究明に資するというのが公人としてのとるべき態度ではないかなというふうに思うわけであります。三人が三人とも同じ日に日程が合わないという

も非常に不思議な話でありまして、そうした姿勢そのものが問われるんじゃないかというふうに思っています。

本来、信用組合というのが地域に密着した相互扶助の金融機関だということから、大蔵省との関係の中ではいろいろあるようでありまして、けれども、やはり機関委任事務というものの持つてくるそのあいまいさというものが結果として今日の事態を招来している。この問題をどうするかというところが今後の課題として課せられた分権上の課題としてのテーマでもあらうかと思っております。真相の究明についてはなお引き続き、本日の参考人質疑の御努力、そしてまた責任横領等の問題もあるわけでありまして、明確にしていくなければならぬうかと思っております。政治改革のそもそもの発端からしてもこのことを避けて通ってはならない、このように考えているところでございます。

それから、次の三点目でございますが、地方分権の推進について質問をしたいと思います。

実は十二月の初めだったと思っておりますけれども、地方六団体を中心とした地方分権推進の決起大会が開かれて、その後六団体の代表鈴木都知事以下が私の部屋にお見えになりました。鈴木都知事が、私は今度都知事選挙に立候補しない、勇退するの、地方分権という課題が私の最後のお願いです、こういうことを言われてお帰りになりました。

実は今、各議員のところにも毎日のように地方議会の決議が送られてきております。連日でございます。これは法案の成立というところについての期待を込めた決議なり要請というものでありますけれども、言っておりますことは、地方六団体が出しております地方分権推進についての意見というものを十分反映したものとしまして法案の成立を期待している、こういう趣旨が大変に多いわけでございます。

現在、二十八日に閣法で出されて、三月の八日に新進党からも分権推進についての法案が提起され、今後衆議院段階からの論議がスタートして

いくわけでありまして、地方からの要望というものも大変強いわけでございます。既に出されております閣法との関係で言えば、十分に多角的な論議をして、せっかくの地方の御期待にこたえ得るものにしていく努力というものは立法府としての任務であらう、このように考えているところでございます。

そうした地方からの御要請も受けながら、今、自治大臣としてどのようにお考えか、承りたいと存じます。

○国務大臣(野中広務君) 地方自治に携わる者として、先ほど申し上げましたように、一昨年の衆参両院におきます満場一致の議決を一つの大きな節目といたしまして、以来、地方六団体からの昨年九月の意見書、さらには地方制度調査会の答申、あるいは村山総理を本部長にいたします行政改革推進本部の分権部会の専門員の先生方の御意見を踏まえまして、十二月二十五日、分権大綱を閣議決定いたしました。後、今お話を賜りました地方分権推進に関する法律案をお願いしておりますところでございます。新進党からも地方分権の推進に関する法律案が提案をされておられることは私も承知をいたしております。政府案とかなりの部分で一致をしておるところでもありまして、目指すべき方向につきましては根本的な対立点はないと認識をしておるわけでございます。

政府といたしましては、現在御審議をいただいております政府案につきましても御理解をいただいて、なるべく早く国会の議決をいただき、地方分権推進の着手が委員会、事務局の設置を含めて早急にできますようにぜひお願いをし、期待をしておる次第でございます。

○小林正君 その分権推進とそれから地方財政、財政自主権というような問題というのはそっくりの関係でございまして、地方六団体の代表の皆さん方もよく三ゲンという言葉を言われてまして、財源と権限と人間がそろって完結する、こういう趣旨のお話もされているわけで、分権推進法だけが通って、どちらかといえば中央集権的な構造に

なっている地方財政というものが改められないということになれば、分権推進というのは画餅に帰するということにもなりかねないのではないかと、こういうふうに思っています。特に、昨年地方消費税の創設が打ち出されて、地方分権、財政自主権についてはシャープ税制以来の原点に立ち返った論議がかなり展開をされて地方の期待も高まっております。

先ほど来論議の地方交付税制度、昭和二十九年から既に四十年という歩みの中でこのことについてもさまざまな論議が展開をされているわけでありまして、総論的に幾つか御質問したいと思っております。一つは、交付税総額の決定方式の中に地方の意思がどう反映されるのか、あるいは論議の経過の中にどれだけのかわれるかという基本的な問題があらうかと思っております。

今までの経過というのは、自治省と大蔵省が折衝をして、そしてつくり上げる。地方団体はその決定過程に参画できない。そして、どちらかといえば自治省の応援団の役割ということで陳情要請行動が展開をされるというのが従来の形でございます。

本来、本来の意味の財政自主権なり分権が確立をして地方自主権というふうな事態になれば、こうした毎年暮れに展開されるような現象というものではなくなるんじゃないかというふうに思いますけれども、こうした点について、今後の展開の中で地方の方々が東京に足を運ぶ回数が減るようなそうした対応になっていくのか。大分の知事さんのように、毎月何回か東京に来る、その回数が大変に多い、県民への行政サービスという点で言って果たしてどうなのかという疑問を持ちながらも来ないわけにはいかないというふうな矛盾がそれぞれ、自治体の中でも繰り返されてきていて、そのことについては自治大臣としてどんな問題意識を今日時点でお持ちなのか、伺います。○国務大臣(野中広務君) 委員、御承知のように、毎年度の地方財政政策の策定に当たりましては、例年八月の国の概算要求やその後の国の予算編成の動向、あるいは経済見通しを含めましたそ

の上に立って税収の見込み等を踏まえまして地方の歳入歳入を的確に見積もり、適正な地方財政収支見通しを立てることを柱として来ておるわけでございます。

地方の意見をどのように反映し参画していくかという問題でございますけれども、地方財政対策を策定するに際しましては、委員御承知のように、地方六団体が共同推薦をされます地方財政審議会の御審議を得るわけでございます。また政府税調にも地方団体の推薦の委員の方が入っておられるわけでございます。また、このほか地方団体の予算や決算の報告を私どもも参考にいたしますとともに、機会あるごとに地方六団体初め、地方団体からの御意見なりあるいは御要望を聴取する機会を設けて、地方のニーズを地方財政の上の的確に生かして適正な反映がされるように努力をしておるところでございます。

今後、地方分権が確立をしていきます上におきましては、委員が申されましたように、一にいわゆる分権の権限移譲であり、二にそれに伴う税財源の確保であり、三にこれをこなす得る人材でございます。私どももさらに先生方の御協力、御支援を得ながら努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

昨年の暮れにおきます予算編成の際には内閣として、例年のような一挙に東京に集中して陳情をするようなことがないよう、あらかじめ関係諸団体並びに地方公共団体にもその自衛方を要請したところでもございますし、今後例年のようなことのないように一層政府としても強く要請をして、今、委員が御指摘になりましたように、わざわざ何回も東京に来なくても事が運べるような状況づくりというものを私どもは整えてまいらなければならぬと考えておるところでございます。

○小林正君 それから、交付税の複雑化といいますが、大変に自治省としてきめ細かく綿密に基準財政需要額の算定方式についてもいろいろ工夫をされてやってきている。そのことが結果としてどうなるかというと、外からはこれは第二補助金

じゃないのかといったような批判になってはね返ってくるというような結果になっているわけでありませうけれども、これらの問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(遠藤安彦君) 御指摘のように、地方交付税の算定方法をわかりやすくすべきであるという御意見は大変多いわけでありませう。私どもも、できるだけ簡素化し、わかりやすいものにして、という努力は続けておるわけでありませう。

ただ、現実問題として、地方交付税の例えは基準財政需要額を算定するということになりませう。個々の地方団体でさまざまな意見がございます。地方団体にしましては、自分たちのやっておる行政にかかります経費が的確に算定されることを望ましいというように感じておられるところが多いわけでありまして、毎年地方団体から交付税の算定方法の改正について意見をとお聞きをしておりますところでありませうけれども、これは方向としては地方の行政の実態に合うように交付税の計算をより緻密に細かく計算をしていくという改善意見が圧倒的であるわけでありませう。

そういった中で、やはり交付税をある程度客観的な要素に基づいて地方団体の標準的な行政経費というものを算定するだけ地方団体の実態に合うようように算定をしていかなければならないという基本があるわけでございます。そういった要望の中から改善意見というものを聞きながら毎年度の改正を図りまして、法律として必要なものについてはこの国会にお願いを法律を改正していくということをしていただいているわけでございます。

しかしながら、行革審等の答申に示されておりますように、やはり算定方法を簡素化し、わかりやすいものにするように努めるということも大変重要なことでございます。

最近では、例えば単位費用の費目の中で「その他の諸費」というのがありますけれども、これも大変わかりにくいというようなこともありまして「企画振興費」といったようなものを独立させたり、「高齢者保健福祉費」といったようなものを

現在の行政需要にこたえて費目を新たに新設してわかりやすくする等の努力も重ねてきているところでございます。

いずれにいたしましても、算定方法の簡素化につきましても重要な問題でありますし、これからは積極的に取り組んでいきたいというように思っております。

○小林正君 現在の交付税制度について中央官庁である自治省が各交付団体機関との間で調整を行ってきた。しかし、真の地方自治といいますが、地方分権という立場からすると、やはり中央官庁がやるのじゃなくて各自治体によって設立された独立機関がこれを行うというようにすることが必要じゃないかという識者の見解等もあるわけでありまして、名実ともに財政主権へ一歩近づける一つの手段として、自治省として分権推進という大きなうねりの中で、従来の僕は税関の完全主義的なものが結果として災いしているというふうにも思ふんですけれども、そのことについて、今御答弁にもありましたけれども、やはり検討していく姿勢というのは必要じゃないかというふうには思っているわけでございます。このことについては既に御答弁いただいておりますので、ぜひその方向性を追求していただきたいと思います。

次に、地方債の許可制度の問題、これもたびたび出ます。

昨日の本会議でも同僚の議員の方から質問がございましたけれども、いわゆる許可制度について、きのうの午前中の問題も含んで、一体どういう状態になったときに許可が要らなくなるのかということですね。私の出身のところが実態なんかを見ますと、県知事がいて、県議会があって、それを受け入れる銀行団、シンジケートがあって、その間で十分信頼という裏打ちの中で事ができる体制があるというふうな思ふんです。ほかの自治体でも当然そういう形になっているはずなので、どうしてそこに自治省の許可という問題が介在するのかその意味がちょっとわからないので、どういう状態になったときにはこの「当分の間」がなくなるんだらうかということについてはどう

にお考えでしょうか。

○政府委員(遠藤安彦君) 「当分の間」というのはよく問題になるわけでございますが、これは法令上は不確定の期間であらわすというところで必ずしも時間的には短時間である必要はないというように解されているわけでありませう。

地方債の許可制度が必要ない理由というのは幾つかあるわけでありませうけれども、やはり今一番大きな理由というのは、地方団体間の財政力のアンバランスというものがございまして、これを地方交付税制度によって財源保障及び財源調整をしていかなければならないという地方財政制度の仕組みがあるわけでありませうが、このことは逆に言いますと、やはり地方財政計画というものをどこかできちっと責任を持って立てて地方団体の財源というものをトータルとして保障をしていかなければならない、そういう制度が望まれているわけでありませう。

現在、地方交付税の不交付団体は百六十前後でございます。三十三のうちのほんの五の五の程度の団体しかなくわけでありまして、その他の団体につきましてはかなり交付税に依存をしているという団体が多いわけでありませう。そういった中で、地方財政計画を立てるというところでございませう。地方財政計画の中で算定をしていかなければならないというところになるわけでありまして、そうなりますとやはり地方債の許可制度をなくして地方債を自由に発行した場合に、その元利償還金というものは一体地方財政計画の中でどのように把握をしていくかという難しい問題が出てくるわけでありませう。それと個々の地方団体の財政運営ということもつかんでおく必要があるというふうな意味合いもあって地方債の許可制度というものがあつたというように認識をいたしておるわけでございます。

しからばどういう条件になればこの地方債の許可制度は要らなくなるのかという御疑問でございます。現状では、今申し上げましたようなことで、地方債の許可制度というものは私どもは必要

と

だと考えております。これがやはり、仮定の話になつて恐縮でございますけれども、地方分権が進み、各団体の地方税財源が充実をし、中央におきまして地方団体の財源保障という手続が要らなくなるというような事態にでもなれば、それは一つの地方債の許可制度というものが不要になるといふような一つの対応になり得るのではないかと、うように頭の中では考えておるわけでありまして、そういうような時代が早く来るように私どもとしても努力をしていかなければならない問題であらうというふうに思っております。

○小林正君 やっぱり今までの考え方というものをブレイクスルーといひますか、概念を打ち砕いて、そして分権という新たな時代の中での対応としてこの問題をどう見直すかという視点が欲しいんです。というのは、今のお話を端的に言え、黙ってりや目が離せないという、目が離せないから何とかそういう歯どめをかけておくということに尽きるわけで、自治体というのは首長以下議員も選挙をされるということがあるわけですから、当然行政の透明性の問題等も含んで努力をされているわけですから、そうしたことにかかわって、それはアメリカの自治体のようにデリバティブに手を出して破産するなんというびっくりするような話もあるわけですから、そういうことは日本の場合はないわけですから、財政自主権といひますか、財源問題についてみずから主体的に対応できる条件整備ということが分権をしていく場合の大変大きなテーマでもありますから、ぜひこの問題については一歩踏み込んだ御検討を賜りたいというふうに思ひます。

それから次に、法定外普通税の問題について伺つておきたいんですが、一つの例として、市町村で別荘等所有税というのが一つの団体で、平成五年度ですけれども、あります。それから、文化観光施設税というのを取つていたところが今回ゼロになっていひますね、平成五年度で。だから、別荘税とか観光税といったような法定外普通税という形で取つて、やはり住民でない人たちが実際にそこでさまざまな受益をした結果について全部そ

の住民に負わせていくというようなことの矛盾をどう解決するかという一つの知恵としてこれが打ち出されてきている要素がありますけれども、私は、それぞれの自治体がこういう問題について、それは千差万別いろいろな形でのこうした矛盾点と、いふのがあつたわけですから、これをどう住民に転嫁しない形で解決を図るかという知恵を出されていることについては、むしろ自治省としてはどういう立場で臨んでおられるのか、できるだけこれは抑え込もうとしておられるのか、それともむしろそれを促進する方向で考えられていられるのか、このこととかわつて大蔵省はどういう対応なのか、あわせて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(佐野徹治君) 地方税におきまして法定外普通税の制度でございますけれども、これは地方団体の課税自主権を尊重する、こういった立場から、地方団体におきましてそれが必要とされる財政事情がございひます場合には、住民の理解と協力を得て通常以上の税負担を求めることができることとされておる制度でございます。

御案内のとおり、法定外普通税につきましては国の許可制になっておりますけれども、これは通常以上の税負担を求めるものでございひますことから、国、地方を通ずる税源配分、国民全体の税負担の均衡、それから国や他の地方団体に対する影響、国の経済政策への配慮、こういったこと等の要請と、それから地方団体の課税自主権との調整、これらを図るために設けられているものでございひます。許可制になっておりますけれども、法定要件を満たす場合には自治大臣は許可しなればならないと、こういうふうなことでございひます。地方団体の自主性に配慮した制度となっております。

私ども自治省といたしましては、法定外普通税につきましても、地方団体がその積極的な活用を図る意向をお持ちの場合には十分その考えを尊重していくべきであると考えておるところでございひます。運用に当たつても適切に対応してまいりたいと考えております。

はそういった観点からお話をさせていただきたいと思つております。

○小林正君 これは基準財政収入額の算定の基礎には入れないということですね。これについて大蔵省はどんなことなんでしょうか。アクセルかブレーキか、どちらでもないんですけれども。

○政府委員(佐野徹治君) 法定外普通税の許可をいたします場合には、これは地方税法にいろいろ規定がございひます。ですから、私どもも地方税法の規定にのっとりまして対応いたしておるわけでございます。また地方税法上、この許可の申請がございました場合には大蔵大臣に通知をするという制度はございひますけれども、当然大蔵省におかれましては、この地方税法上のいろいろな許可の要件というのにはございひますので、そういった法律の趣旨にのっとりまして対応しておるものと、こういうふうに私どもも理解をいたしておるところでございひます。

○小林正君 そうすると、大蔵省としては制度的に問題点がなければ当然そのことは認めるということと受けておきたいと思ひます。

それについていひますと、三千三百自治体がある中で、そうしたことを実際にやっているところが大変少ないわけですね。これがそれぞれ問題がなくて現在の地方財政計画ツールの中で充足をされている結果なのか、それとも何か抑制的なものが働いた結果なのか、このことについて私もつまびらかにしませんけれども、ぜひそうしたことのなような対応をお願いしたいものと、こういうふうな思ひます。

それから次に、一般財源化のあるべき姿について伺ひたいと思ひます。

一般財源化の問題については既にさまざまな論議が展開されておりますから問題を省略いたしまして、国庫負担金やさまざまな厚生省関係あるいは教育関係の費用が一般財源化されて地方に行つた場合に、そのことが目的に使われるといううことがなくて結果として、教育で言えはいいわゆるナショナルミニマムの達成に支障を来すといううような事態、それから厚生省関係についてもさ

さまざまな論議があるわけでありすけれども、そうした過去の一般財源化の事例を踏まえて、これからの地方への一般財源化に臨む基本的な姿勢についてお尋ねしたいと思ひます。

どちらかといひますと、シーリングの問題が出てきて、一般財源化という方向でやりくり算段をしてそういった位置づけをしていくというふうな傾向が近年強いわけなので、それが一般財源化の本来的趣旨なのかどうかという問題もあるわけで、これらを含んで自治大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(野中広務君) 国庫補助金等の一般財源化のあり方につきましては、私も委員が御指摘になつたような側面なしとしなかつて存じておる一人でもございひます。

今後、しかし地方公共団体の事務事業の同化あるいは定着、こういう問題を考えますときに、地方公共団体がさらに自主的な対応にゆだねることが適切な分野は数多くあるわけでございひますので、これらについて地方行政の自主性あるいは自立性を高めて行政運営の簡素効率化を図るためにはできるだけ一般財源化を図っていくことが望ましいと考えるところでございひます。私どももそのために一層の努力をしなければならぬと考えておるところでございひます。

ただ、こうした一般財源化を行う場合には、所要の地方財源を確保した上で適切な地方財政措置を講じる必要があるわけでございひます。委員御指摘のとおりでございひます。このような方針に基づきまして、補助金のさらに一般財源化を積極的に推進してまいりたいと思ひます。

○小林正君 最後に、冒頭申し上げましたように、地方分権の推進法がいよいよ国会論議にかけられて、そして地方団体からの強い要望もあつて内容の一層の充実、改善を図りながらできるだけ早期の成立ということが期待をされている。そういった中であつて、今さまざまな御指摘が各委員からも出ましたように、地方財政についての中央集権的な構造そのものを変えないといひゆる三ゲン

の中の問題がまた出てくるわけで、地方分権それ自体が画餅に帰するということになりかねないというふうに思っています。ぜひこのことを契機として中央集権的な構造そのものを変えていく踏み込んだ対応というものを求めたいと思います。

総論的に最後に御決意を承って、私の質問を終わります。

○国務大臣(野中広務君) ただいま御指摘になりましたように、地方分権を推進していく上で、地方財源の確保が伴わなければ画竜点睛を欠くわけでございまして、私も、委員各位の皆さん方の御協力、御支援を得ながらこの地方財源の確保を行うことによって地方分権が一層推進をされるところでございます。

地方団体がそれぞれ地域の総合行政の主体として住民の多様なニーズに適切に対応していく、円滑な行政運営がされていきます場合に、そのためには地方分権の観点から国、地方を通じた事務事業の見直しを積極的に行いまして、財政基盤の整備を図りますとともに、地方税あるいは地方交付税などの地方一般財源の確保が極めて重要でございます。一層その財源充実のために努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

○小林正君 どうもありがとうございます。
○委員長(若本久人君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後二時五十分散会

〔参照〕

地方税法の一部を改正する法律案の補足説明

ただいま説明されました地方税法の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

まず、道府県民税の改正であります。
一ページ 第二十三条の改正は、懸賞金付預貯金

等の懸賞金等を道府県民税利子割の対象とするともに、特定株式投資信託に係る収益の分配を道府県民税利子割の対象から除くこととするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

三ページ 第七十三条の四の改正は、都道府県農業会議の業務用不動産の取得及び年金福祉事業団の業務用不動産の取得に係る非課税措置を廃止するとともに、国立教育会館の業務用不動産の取得に係る非課税措置の対象範囲の見直しを行おうとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。
五ページ 第三百四十八条の改正は、都道府県農業会議及び全国農業会議所が直接その事業の用に供する固定資産に係る非課税措置、水力発電施設に設けられる魚道及び流筏路の用に供する償却資産に係る非課税措置並びに農業協同組合等が所有し、かつ、有線ラジオ放送の業務又は有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る非課税措置の見直しを行うとともに、年金福祉事業団が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

六ページ 第三百四十九条の三の改正は、住宅・都市整備公団がその業務の用に供する家屋及び償却資産で一定の教養施設に該当するものに係る課税標準の特例措置及び生物系特定産業技術研究推進機構、日本電気計器検定所、日本消防検定協会、小型船舶検査機構又は軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の見直しを行おうとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。
八ページ 第五百八十八条の改正は、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に規定する特定商業集積を構成する商業施設の

用に供する土地、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法に規定する知識融合開発事業の用に供する土地並びに輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に規定する特定対内投資事業の用に供する工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

次は、事業所税の改正であります。

十三ページ 第七百一条の三十四の改正は、事業所税に係る非課税措置を改めようとするものであります。まず、日本たばこ産業株式会社塩専売事業に係る業務の用に供する施設、伝統的工芸品産業の振興に関する施設、石油パイプライン事業法に規定する石油パイプライン事業の用に供する施設、下請中小企業振興法に規定する一定の計画に基づき設置する共同利用施設及び中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設に係る非課税措置に二年の期限を付すため、附則第三十二条の三に移し替えようとするものであります。また、関西国際空港株式会社とその本来の事業の用に供する施設に係る非課税措置、中小小売商業者等が都市再開発事業の施行者から譲渡を受けた一定の施設に係る非課税措置並びに中小小売商業者等が都市再開発事業の施行者から譲渡を受けた一定の事業の用に供する保留床に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

十三ページ 第七百一条の四十一の改正は、事業所税に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、生物系特定産業技術研究推進機構が農機具の型式検査業務の用に供する施設に係る特例措置及び生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための施設に係る特例措置を廃止しようとするものであります。また、地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて設置される一定の施設に係る特例措置及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき整備される施設に係る特例措置に二年の期限を付すため、附則第三十二条の三に移し替えようとするものであります。

次は、都市計画税の改正であります。
二十三ページ 第七百二条の改正は、関西国際空港株式会社所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する一定の固定資産について、課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

次は、附則の改正であります。
二十五ページ 附則第八条の改正は、基礎技術研究開発用資産及び中小企業者等の試験研究費に係る法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割の特例措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

二十八ページ 附則第九条の改正は、生命保険事業を行う法人が厚生年金基金等と締結する保険の契約に基づく収入保険料に係る事業税の特例措置の見直しを行おうとするものであります。

二十九ページ 附則第十条の改正は、NTT-A型の無利子貸付けを受けて第三セクター等が取得する港湾施設等に係る不動産取得税の非課税措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

二十九ページ 附則第十一条の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置について、農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づいて取得する農業振興地域内にある土地に係る特例措置等の適用期限を二年延長するとともに、消防法に規定する技術上の基準に適合させるために行われる病院等の改築による

家屋の取得に係る特例措置を廃止しようとするものであります。

三十二ページ 附則第十一条の二及び第十一条の三の改正は、不動産取得税について、住宅の取得に係る税率の特例措置及び住宅用地の取得に係る税率の特例措置の適用期限をそれぞれ三年延長しようとするものであります。

三十三ページ 附則第十一条の四の改正は、不動産取得税の税額の減額措置について、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る減額措置等の適用期限を二年延長するとともに、農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る減額措置を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

三十七ページ 附則第十一条の六の改正は、農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業又は中山間地域事業によって取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除に係る特例措置の適用期限を三年延長しようとするものであります。

三十八ページ 附則第十二条の改正は、生前一括贈与に係る農地等についての不動産取得税の徴収猶予措置について、三年ごとに農業経営に関する事項等を記載した届出書の提出を求めようとするものであります。

三十九ページ 附則第十二条の三の改正は、電気自動車等に係る自動車税の税率の特例措置を廃止しようとするものであります。

四十一ページ 附則第十五条の改正は、固定資産税等に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、一定の営業用倉庫等に係る特例措置等の適用期限を延長しようとするものであります。また、国際電信電話株式会社取得する国際放送用資産に係る特例措置を廃止するほか、一般自動車道構築物に係る特例措置を見直し

たうえ適用期限を五年延長しようとするものであります。さらに、生物系特定産業技術研究推進機構が取得し、かつ、直接農業に関する技術の研究開発の促進に関する特例措置法に規定する業務の用に供する一定の償却資産に係る特例措置を講じようとするものであります。

四十七ページ 附則第十五条の二の改正は、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受け若しくは利用する固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置を拡充しようとするものであります。

四十七ページ 附則第十五条の三の改正は、日本国有鉄道清算事業団が行う基盤整備事業に基づき、旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した家屋又は償却資産に対応して取得した家屋又は償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を平成八年一月一日まで延長しようとするものであります。

四十九ページ 附則第十六条の改正は、市街地再開発事業の施行により従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

五十三ページ 附則第十七条の改正は、次に説明いたします固定資産税及び都市計画税の臨時的な課税標準の特例措置を講じることに伴い、固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に関し、必要な事項について定義しようとするものであります。

五十三ページ 附則第十七条の二の改正は、急激な地価の下落傾向にかんがみ、固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うため、平成七年度及び平成八年度に限り、評価の上昇割合の高い宅地等に係る臨時的な

課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

五十六ページ 附則第十八条、第十九条及び第十九条の四の改正は、宅地等、農地及び市街化区域農地に係る平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税について、臨時的な課税標準の特例措置の適用を受ける土地に係る負担調整措置に関し、所要の改正を行うようとするものであります。

五十九ページ 附則第二十五条、第二十六条及び第二十七条の二の改正は、宅地等、農地及び市街化区域農地に係る平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税について、臨時的な課税標準の特例措置の適用を受ける土地に係る負担調整措置に関し、固定資産税と同様の措置を講じようとするものであります。

六十二ページ 附則第三十条の二の改正は、電気自動車に係る軽自動車税の税率の特例措置を廃止しようとするものであります。

六十三ページ 附則第三十一条の二の改正は、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に基づき整備される特定民間施設に係る特別土地保有税の非課税措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

六十四ページ 附則第三十二条の改正は、自動車取得税の税率の特例措置について、電気自動車等の取得に係る特例措置を拡充したうえ適用期限の延長を行うとともに、平成六年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置を廃止しようとするものであります。

六十六ページ 附則第三十二条の三の改正は、事業所税に係る非課税措置を改めようとするものであります。まず、工業用水道等への転換用施設に係る非課税措置及び中小企業技術開発促進臨時措置法に規定する技術開

発事業の用に供する施設に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。また、先ほど第七百一条の三十四で御説明いたしました、日本たばこ産業株式会社が塩専売事業に係る業務の用に供する施設、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定する一定の組合が設置する共同施設、石油パイプライン事業法に規定する石油パイプライン事業の用に供する施設、下請中小企業振興法に規定する一定の計画に基づき設置する共同利用施設及び中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設に係る非課税措置について二年の期限を付したうえ第七百一条の三十四から移し替えようとするものであります。さらに、総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に係る非課税措置の適用期限を二年延長するとともに、多極分散型国土形成促進法に規定する中核的民間施設に係る特例措置について、対象となる新築又は増築の期間を基本構想承認後八年間に延長したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。さらに、先ほど第七百

八十八ページ 附則第三十二条の三の改正は、事業所税に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、中小企業技術開発促進臨時措置法に規定する技術開発事業の用に供する施設に係る特例措置及び特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に規定する商業施設に係る特例措置を廃止しようとするものであります。また、総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に係る特例措置等の適用期限を延長するとともに、多極分散型国土形成促進法に規定する中核的民間施設に係る特例措置について、対象となる新築又は増築の期間を基本構想承認後八年間に延長したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

一条の四十一で御説明いたしました、地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて設置される施設に係る特例措置及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき整備される施設に係る特例措置に二年の期限を付したうえ第七百一条の四十一から移し替えようとするものであります。

八十九ページ 附則第三十四条の改正は、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税の特例措置について、特別控除後の譲渡益が四千万円以下の部分について税率を引き下げるとともに、平成八年一月一日以後に土地等の譲渡をする者がその前年に土地等に係る長期譲渡所得を有する場合に、当該長期譲渡所得の金額をその年の長期譲渡所得の金額に加算して税額計算を行い、その算出税額から前年の長期譲渡所得金額に係る税額を控除した残額をその年の長期譲渡所得に係る税額とする特例を設けようとするものであります。

九十六ページ 附則第三十五条の三の改正は、山林を現物出資した場合の山林所得に係る個人の市町村民税の所得割の納期限の延長の特例措置を廃止しようとするものであります。

九十九ページ 附則第三十九条の改正は、関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設等に係る不動産取得税、特別土地保有税及び事業所税の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、同法に規定する文化学術研究交流施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直したうえ適用期限を二年延長しようとするものであります。

最後に、他の法律の改正であります。
百四ページ 改正法附則第十八条による改正は、地方税法等の一部を改正する法律につ

いて、特定市街化区域農地について固定資産税及び都市計画税の臨時的な課税標準の特例措置を講じることに伴う所要の規定の整備を行うものとしてあります。
以上でございます。

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月二十七日)

- 一、道路交通法の一部を改正する法律案
- 一、自動車保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、地方税法の一部を改正する法律案
- 一、地方交付税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十四号ハ中「租税特別措置法の下に第三号の二に規定する特定株式投資信託に係る収益の分配、同法を加え、同号中ホをへとし、この次に次のように加える。

ホ 租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等

第三十四条第一項第三号中「第四十一条の九第二項を第四十一条の七第二項に改める。

第五十三条第三項中(同条第十六項において準用する場合を含む。)を削り、「第六十二条第一項を第四十二条の八第六項、第六十二条第一項に改める。

第七十三条の四第一項中第七号を削り、第六号の二を第七号とし、同項第十一号中「不動産」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同項第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十三号の二を第十四号とする。

第三百十四条の二第二項第三号中「第四十一条の九第二項」を「第四十一条の七第二項」に改める。

第三百一十一条の八第三項中(同条第十六項において準用する場合を含む。)を削り、「第六十二条第一項を第四十二条の八第六項、第六十二条第一項に改める。

第三百四十八条第二項第十三号中、都道府県農業会議及び全国農業会議所を削り、同号の次に次の一号を加える。

十三の二 都道府県農業会議及び全国農業会議所が直接その事業の用に供する家屋及び償却資産

第三百四十八条第二項第十五号中「及び流筏路」を削り、同項第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

第三百四十八条第二項第二十五号中「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送の業務又は」を削る。

第三百四十九条の三第二十五項中「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第二十七項中「又は第四号を削り、同項第一号に規定する業務の用に供する固定資産にあつては当該固定資産を当該固定資産のうち、土地にあつては当該土地に、同項第四号に規定する業務の用に供する固定資産にあつては当該固定資産を、家屋及び償却資産にあつては当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産に改め、三分の一の額の下に」とし、その後五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額を加え、同条第三十項から第三十三項までの規定中「六分の一」を「三分の一」に改める。

第五百八十六条第二項第五号の七中「年金福祉事業団法」の下に「昭和三十六年法律第百八十八号」を加え、同項第十一号の二を削り、第十一

号の三を第十一号の二とし、第十三号の二を削り、第十三号の三を第十三号の二とし、第十四号の三を削り、同項第二十八号中「及び第五号の五から第五号の七まで」を「第五号の五及び第五号の六に改め、同項第二十九号中「から第五号の七まで」を「第五号の六」に改める。

第七百一条の三十二第四項中「及び第七百一条の三十四第八項第二号」を削る。

第七百一条の三十四第三項中第一号の二、第六号及び第七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第二十七号までを三号ずつ繰り上げ、第二十七号の二を削り、第二十八号を第二十五号とし、第二十九号から第三十一号までを三号ずつ繰り上げ、同条第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「次の各号に」を「次に」に改め、第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項を同条第七項とし、同条第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「第九項を」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とする。

第七百一条の四十一第一項の表中第四号の二及び第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表の第十号中「第二十二号」を「第十九号」に改め、同表を同表の第九号とし、同表第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十五号までを三号ずつ繰り上げ、同表の第十六号中「第十四号」を「第十二号」に改め、同表を同表の第十四号とし、同表の第十七号中「第二十三号」を「第二十号」に改め、同表の第十八号を同表の第十六号とし、同表の第十九号中「第七百一条の三十四第三項第二十七号」を「第七百一条の三十四第三項第二十四号」に改め、同表を同表の第十七号とし、同表第二十号を削り、第二十一号を第十八号とし、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を第二十号とし、同条第

第七百二条第二項中、「第二十九項」を削る。

投資信託以外の」を加える。

を「同条第八項第一号」に改める。

又又は「を」第四十二条の七第六項若しくは租税特

八項において準用する場合を含む。」を加える。

次に次の一項を加える。

は、「百分の二」とする。

00

平成九年三月三十一日に改める。

女とする。

「」に改める。

「一条第十四項」に改める。

平成十年三月三十一日に改める。

る。

第三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、

平成八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二

を一項ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

の額とする。

00

「市街地再開発事業」に改め、平成八年一月一日まで」

業」の下に「(同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七條第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。)」を加える。

附則第十七條第六号イの表(1)、(3)及び(5)中、附則第十七條の二の規定を「附則第十七條の二第一項の規定」に改め、「数値」の下に「(同条第三項の規定の適用を受ける土地にあつては、当該数値に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)」を加え、同表(7)中、附則第十七條の二の規定を「附則第十七條の二第一項の規定」に改め、「定める率」の下に「(同条第三項の規定の適用を受ける土地にあつては、当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)」を加え、同号ロの表(1)、(3)及び(5)中、附則第十七條の二の規定を「附則第十七條の二第二項の規定」に改め、「数値」の下に「(同条第四項の規定の適用を受ける土地にあつては、当該数値に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)」を加え、同表(7)中、附則第十七條の二の規定を「附則第十七條の二第二項の規定」に改め、「定める率」の下に「(同条第四項の規定の適用を受ける土地にあつては、当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)」を加える。

附則第十七條の二第二項中「本条」の下に「次条及び附則第二十五條を加え」、「第三十八條第五項」又は「第三十八條第五項」に改め、「又は第三十九條第四項」を削り、「及び第三号」を、「第三号及び第三項」に改め、同条第二項中「及び第三号」を、「第三号及び第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地評価土地であつて次の各号のいずれかに該当するものに対して課する固定資産税の課税標準は、平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税に限り、同項の規定により課税標準とされる額に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める

率を乗じて得た額とする。

- 一 特例適用前上昇率が二・四を超え、四・八以下の宅地評価土地 四分の三
- 二 特例適用前上昇率が四・八を超え、六以下の宅地評価土地 五分の三
- 三 特例適用前上昇率が六を超える宅地評価土地 二分の一

4 第二項の規定の適用を受ける宅地評価土地であつて次の各号のいずれかに該当するものに対して課する都市計画税の課税標準は、平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、同項の規定により課税標準とされる額に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- 一 特例適用前上昇率が二・四を超え、四・八以下の宅地評価土地 四分の三
- 二 特例適用前上昇率が四・八を超え、六以下の宅地評価土地 五分の三
- 三 特例適用前上昇率が六を超える宅地評価土地 二分の一

附則第十八條第二項中「第三十八條第五項」又は「第三十八條第五項」に改め、「又は第三十九條第四項」を削り、同項第一号ロ中「負担調整率」の下に「(当該宅地等が同年度分の固定資産税について前条第三項の規定の適用を受ける宅地評価土地である宅地等であるときは、地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の地方税法(以下本号において「平成七改正前の地方税法」という。)の規定が適用されるときは、平成七改正前の地方税法附則第十八條第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられることとなる負担調整率)」を加え、同号ハ中「数値」の下に「(当該宅地等が同年度分の固定資産税について前条第三項の規定の適用を受ける宅地評価土地であるときは、平成七改正前の地方税法の規定が適用されるときは、平成七改正前の地方税法附則第十八條第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられ

ることとなる負担調整率に前項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべき負担調整率を乗じて得た数値)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税に限り、前条第三項の規定の適用を受ける宅地評価土地である宅地等に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「二・四倍」とあるのは、「二・五倍」とする。

附則第十九條第二項中「前項」との下に「あり、及び附則第十八條第二項」とを加える。

附則第十九條の四第二項中「前項」との下に「あり、及び附則第十八條第二項」とを加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「及び前二項」を、「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税に限り、附則第十七條の二第三項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する宅地比準土地である市街化区域農地に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「二・四倍」とあるのは、「二・五倍」とする。

附則第二十五條第二項中「前項」との下に「あり、及び附則第十八條第一項」とを加え、「第三十八條第五項」又は「第三十八條第五項」に改め、「又は第三十九條第四項及び第二十八項」を削り、「宅地等調整都市計画税額」との下に「(同年度分の固定資産税とあるのは「同年度分の都市計画税」と、前条第三項とあるのは「前条第四項」と)を加え、同条に次の一項を加える。

3 平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、附則第十七條の二第四項の規定の適用を受ける宅地評価土地である宅地等に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「二・四倍」とあるのは、「二・五倍」とする。

附則第二十六條第二項中「前項」との下に「あり、及び附則第十八條第一項」とを加え、「第三十八條第五項」又は「第三十八條第五項」に改

め、「又は第三十九條第四項及び第二十八項」を削り、「農地調整都市計画税額」との下に「(同年度分の固定資産税とあるのは「同年度分の都市計画税」と、前条第三項とあるのは「前条第四項」と)を加える。

附則第二十七條の二第二項中「前項」との下に「あり、及び附則第十八條第一項」とを加え、「第三十八條第五項」又は「第三十八條第五項」に改め、「又は第三十九條第四項及び第二十八項」を削り、「市街化区域農地調整都市計画税額」との下に「(同年度分の固定資産税とあるのは「同年度分の都市計画税」と、前条第三項とあるのは「前条第四項」と)を加え、同条に次の一項を加える。

3 平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、附則第十七條の二第四項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する宅地比準土地である市街化区域農地に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「二・四倍」とあるのは、「二・五倍」とする。

附則第二十八條第四項中「又は第三十九條第五項」を削る。

附則第三十條の二を削り、附則第三十條の三を附則第三十條の二とする。

附則第三十一條の二第六項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

附則第三十一條の三第一項中「第三十八條第五項」又は「第三十八條第五項」に改め、「又は第三十九條第四項」を削る。

附則第三十二條第三項中「平成七年三月三十一日(メタノール自動車の取得にあつては、平成八年三月三十一日まで)を平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に、(百分の二)を百分の二・二に改め、同条第五項中「次項まで」を「本項」に改め、同条第六項を削り、第七項を第八項とする。

4 指定都市等は、日本たばこ産業株式会社が直

5 指定都市等は、石油パイプライン事業法（昭

附則第三十二條の三第二十一項中「第十九項」を

第三部 第三卷 第三分卷 第三号 五五

附則第三十二條の三第二十項の表第七百一條の

23 指定都市等は、事業所用家屋で第四項に規定

24 指定都市等は、事業所用家屋で第五項に規定

25 指定都市等は、事業所用家屋で伝統的工芸品

二條の三十四又は付則第三十二條の三第一項、

ない。この場合においては、第七百一条の三十

一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所

限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかか

附則第三十二條の三第十八項中「第七百一條の

司第十五項

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十九	第四十	第四十一	第四十二	第四十三	第四十四	第四十五	第四十六	第四十七	第四十八	第四十九	第五十	第五十一	第五十二	第五十三	第五十四	第五十五	第五十六	第五十七	第五十八	第五十九	第六十	第六十一	第六十二	第六十三	第六十四	第六十五	第六十六	第六十七	第六十八	第六十九	第七十	第七十一	第七十二	第七十三	第七十四	第七十五	第七十六	第七十七	第七十八	第七十九	第八十	第八十一	第八十二	第八十三	第八十四	第八十五	第八十六	第八十七	第八十八	第八十九	第九十	第九十一	第九十二	第九十三	第九十四	第九十五	第九十六	第九十七	第九十八	第九十九	第一百
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

の三十四第九項」に改め、同項を同条第十三項と

同条第七項中「平成七年三月三十一日」を「平成九

項を「第七百一条の三十四第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第七百一条の三十四第三項第二十八号を第七百一条の三十四第三項第二十五号に」、「第七百一条の三十四第十項を第七百一条の三十四第九項に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の三項を加える。

6 指定都市等は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第四条第一項に規定する製造協同組合等(第二十五項において「製造協同組合等」という。)が作成して同条第一項の規定による認定を受けた振興計画又は同項に規定する製造協同組合等及び同法第六條第一項に規定する販売協同組合等(第二十五項において「販売協同組合等」という。)が作成して同条第一項の規定による認定を受けた共同振興計画に基づき当該製造協同組合等若しくは当該販売協同組合等又はこれらの直接若しくは間接の構成員である組合が設置する共同施設で同法第二條第一項の規定により指定された伝統的工芸品に関する産業の用に供するもの(第二十五項において「伝統的工芸品産業振興用共同施設」という。)に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、平成九年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

7 指定都市等は、下請中小企業振興法第五条第一項に規定する特定下請組合(第二十六項において「特定下請組合」という。)が同条第一項の規定による承認を受けた下請中小企業振興事業計画に基づき設置する同条第三項に規定する共同利用施設で同条第一項に規定する振興事業の用に供するもの(第二十六項において「下請中小企業振興事業用共同利用施設」という。)に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、平成九年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、第七百一条の三十二第一項の規

定にかかわらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

8 指定都市等は、商店街振興組合その他の政令で定める者(第二十七項において「商店街振興組合等」という。)が中小小売商業振興法第四条第一項から第五項までの規定による認定を受けた同条第七項に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設のうち当該高度化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの(第二十七項において「中小小売高度化事業用施設」という。)に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、当該事業が法人の事業である場合には平成九年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成九年分までに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第一項を削り、同条第二項中「前条第七項を「前条第十項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第八項を「前条第十一項」に、「第四項を「第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第十項を「前条第十三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第十二項を「前条第十五項」に改め、「限る。」の下に「又は前条第六項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第十三項を「前条第十六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成七年四月一日を「平成九年四月一日」に、「平成七年分を「平成九年分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「前条第十四項を「前条第十七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前条第十六項を「前条第十九項」に、「若しくは第四項を「第三項若しくは第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「前条第十七項を

「前条第二十項」に、「若しくは第四項を「第三項若しくは第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「前条第十八項を「前条第二十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「前条第二十二項を「前条第二十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「平成七年分を「平成八年分」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 地域振興整備公団法第十九條第一項第四号の規定により地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて当該土地に設置される事業所等において行う事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成九年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成九年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額(第七百一条の三十四事業に係る事業所税に関する部分に限る。)又は前条第三項若しくは第七項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。から当該施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ二分の一を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第十六項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同条第十七項を削り、同条第十八項中「前条第十二項を「前条第十五項」に改め、「限る。」の下に「又は前条第二十五項」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「平成七年三月三十一日を「平成九年三月三十一日」に改め、「限る。」の下に「又は前条第二十七項」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第七項を「第六項」に、「平成七年三月三十一日を「平成九年三月三十一日」に改め、同項

を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20 事業所用家屋で第十三項に規定する施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成九年三月三十一日までに完了したとき限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積(第七百一条の三十四(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。)又は前条第十四項、第二十項若しくは第二十六項の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十四條第一項中「第三十六條第一項若しくは第三十八條第一項若しくは第二項を「若しくは第三十六條第一項」に、「第三項第三号を

21 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(第八條の二)に規定する第一種区域内において同法第九條の三第二項に規定する空港周辺整備計画に従って整備される土地に設置される施設で政令で定めるものに係る事業所用家屋の新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成九年三月三十一日までに完了したとき限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積(第七百一条の三十四(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。)又は前条第十四項、第二十項若しくは第二十六項の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

若しくは第三十八條第一項若しくは第二項を「若しくは第三十六條第一項」に、「第三項第三号を

二九

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三百四十九条の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの改正規定、附則第五條の改正規定、附則第三十四條第一項の改正規定(第三項第三号を「第四項第三号」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定(同項を同条第四項とする部分を除く。)、同条第四項の改正規定(第三百四十四條の二の規定の下に「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百二十万円」とを加える部分に限る。)、附則第三十四條の二第一項及び第二項の改正規定、同条第四項の改正規定(第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項を「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」に改める部分を除く。)、附則第三十四條の三第一項の改正規定(額は「の下に」)、同条第一項各号の規定にかかわらず「を加える部分に限る。」、同条第三項の改正規定(附則第三十四條第五項に改める部分を除く。)、附則第三十五條第一項第一号の改正規定(附則第三十四條第三項第三号を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分を除く。)、同項第二号の改正規定並びに同条第四項の改正規定(第三十一條第五項第二号を「第三十一條第六項第二号」に改める部分に限る。並びに附則第六條第四項及び第五項、第十二條第二項及び第三項、第十三條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第十四條の規定 平成八年四月一日

二 附則第三十四條第一項の改正規定(第三項第三号を「第四項第三号」に改める部分に限る。)、同項の次に一項を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定(同項を同条第四項とする部分に限る。)、同

条第四項の改正規定(第三百四十四條の二の規定の下に「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百二十万円」とを加える部分を除く。)、同条に二項を加える改正規定、附則第三十四條の二第四項の改正規定(第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項を「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」に改める部分に限る。)、附則第三十四條の三第一項の改正規定(額は「の下に」)、同条第一項各号の規定にかかわらず「を加える部分を除く。)、同条第三項の改正規定(附則第三十四條第四項を「附則第三十四條第五項」に改める部分に限る。)、附則第三十五條第一項第一号の改正規定(附則第三十四條第三項第三号を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定及び同条第四項の改正規定(第三十一條第五項第二号を「第三十一條第六項第二号」に改める部分を除く。並びに附則第十三條第三項の規定 平成九年四月一日

律第 号)による改正後の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一條の九第一項に規定する預金等をする同項に規定する預貯金等について適用する。

与者の死亡の日前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十七條に規定する農業生産法人で政令で定めるものに対し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合における当該受贈者の当該農地等の取得に対して課する不動産取得税については、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第一項に定めるもののほか、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第三十六條第三項から第五項までの規定の例によってその徴収を猶予するものとする。

三 第五十三條第三項及び第三十一條の八第三項の改正規定(これらの規定の改正規定中(同条第十六項において準用する場合を含む。))を削る部分を除く。中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第 号)の施行の日

2 新法附則第十二條の規定は、平成七年一月一日以後の同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

5 前項の規定により不動産取得税の徴収の猶予をする場合における第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)以下本条において「平成七年改正法」という。附則第四條第四項」と、同条第三項中「第一項の規定による」とあるのは「第一項又は平成七年改正法附則第四條第四項の規定による」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第六項又は平成七年改正法附則第四條第四項の規定によりその例によるもの」とされる租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第三十六條第五項と、「同条第十二項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第七十條の四第十二項」と、「同条第四項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第七十條の四第四項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は平成七年改正法附則第四條第四項」とする。

四 附則第八條第一項及び第二項の改正規定(これらの規定の改正規定中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める部分を除く。特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第 号)の施行の日

4 前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が施行日から平成十年三月三十一日までの間で、かつ、農地等の贈

6 前二項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)附則第四條第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十二條第一項又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第

と者の死亡の日前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十七條に規定する農業生産法人で政令で定めるものに対し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合における当該受贈者の当該農地等の取得に対して課する不動産取得税については、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第一項に定めるもののほか、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第三十六條第三項から第五項までの規定の例によってその徴収を猶予するものとする。

と者の死亡の日前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十七條に規定する農業生産法人で政令で定めるものに対し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合における当該受贈者の当該農地等の取得に対して課する不動産取得税については、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第一項に定めるもののほか、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第三十六條第三項から第五項までの規定の例によってその徴収を猶予するものとする。

と者の死亡の日前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十七條に規定する農業生産法人で政令で定めるものに対し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合における当該受贈者の当該農地等の取得に対して課する不動産取得税については、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第一項に定めるもののほか、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第三十六條第三項から第五項までの規定の例によってその徴収を猶予するものとする。

と者の死亡の日前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十七條に規定する農業生産法人で政令で定めるものに対し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合における当該受贈者の当該農地等の取得に対して課する不動産取得税については、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第一項に定めるもののほか、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第三十六條第三項から第五項までの規定の例によってその徴収を猶予するものとする。

と者の死亡の日前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十七條に規定する農業生産法人で政令で定めるものに対し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合における当該受贈者の当該農地等の取得に対して課する不動産取得税については、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二條第一項に定めるもののほか、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第三十六條第三項から第五項までの規定の例によってその徴収を猶予するものとする。

七号)附則第四條第二項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(自動車税に関する経過措置)

第五條 旧法附則第十二條の第三項に規定する電気を動力源とする自動車又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に対して課する平成六年度分の自動車税並びに施行日前に取得された同項に規定するメタノール自動車に対して課する同年度分及び平成七年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成六年一月二日前に取得された旧法第三百四十八條第二項第十五号に規定する流役路の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九條の三第二十五項の規定は、平成六年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年一月一日までに取得された旧法第三百四十九條の三第二十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定は、これらの規定に規定する固定資産(平成七年一月一日までに取得された家屋及び償却資産を除く)に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 旧法第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定は、平成七年一月一日までに取得されたこれらの規定に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

6 昭和六十四年一月二日から平成六年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五條第二十七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成二年一月二日から平成六年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六條第五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 旧法附則第三十九條第一項に規定する承認計画の公表の日から平成七年三月三十一日までの間に同項に規定する指定事業者の事業の用に供された同法第四項に規定する家屋及び土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七條 平成七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八條第一項、第十九條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受ける土地(新法附則第十七條の二第三項の規定の適用を受けるものに限り)に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比率課税標準額並びに同法第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額について、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八條第一項の比率課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法

第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等(附則第二十八條第一項の比率課税標準額を含む。以下本項において同じ)の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比率課税標準額」と、「価格若しくは同項の比率課税標準額」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項第四百三十九條第三項の場合を含む。」の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第七條の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

第八條 旧法附則第三十條の二第一項に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する平成六年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第九條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税に

ついては、なお従前の例による。

3 旧法第五百八十六條第二項第十一号の二の規定は、同号に規定する土地に係る平成八年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成八年五月二十九日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十條 新法附則第三十二條第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二條第六項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一條の三第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ)に関する部分は、施行日以後に終了した事業年度の法人の事業及び平成七年度以後の年度の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業並びに平成七年前の年度の個人の事業及び平成七年度の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新增設に係る事業所税(新法第七百一條の三第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項、次項及び第五項において同じ)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一條の三十一條第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項、次項及び第五項において同じ)の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税に

ついて適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二條の三第五項に規定する政令で定める期間を経過する日までに行われる同項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二條の三の二第一項に規定する事業のうち、同項に規定する政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの組合等の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

5 施行日から平成八年五月二十九日までの間に行われる旧法第三十二條の三の二第十七項に規定する事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成七年三月三十一日」とあるのは、「平成八年五月二十九日」とする。

(都市計画税に関する経過措置)
第十二條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法第七百二條第二項の規定(新法第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定に関する部分に限る。)は、平成八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 附則第六條第五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定の適用を受ける家屋に対して課する平成八年度の

以後の年度分の都市計画税については、新法第七百二條第二項中「第三百四十九條の三第九項から第十一項まで、第十六項、第二十七項から第三十三項まで又は第三十六項の規定の適用を受ける土地又は家屋」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第六條第五項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定の適用を受ける家屋」とする。

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例等に関する経過措置)
第十三條 次項に定めるものを除き、新法附則第三十四條第一項の規定は、所得割の納税義務者が平成七年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正後の租税特別措置法第三項及び第五項において「改正後の租税特別措置法」という。第三十一條第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前行った租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の租税特別措置法(次項及び次条において「改正前の租税特別措置法」という。)第三十一條第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第十七條の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十八條第一項に規定する資産の譲渡がある場合における新法附則第三十四條第一項の規定の適用については、同項中「第三十六條第一項」とあるのは、「第三十六條第一項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第十七條の規定によりなお効力を有することとされる同法による

改正前の租税特別措置法第三十八條第一項若しくは第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は租税特別措置法」とする。

3 新法附則第三十四條第二項の規定は、所得割の納税義務者が平成八年一月一日以後に行う改正前後の租税特別措置法第三十一條第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

4 平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行う新法附則第三十四條の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項各号(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「前条第一項各号」と、同条第四項中「前条第五項」とあるのは「前条第四項」とする。

5 平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行う改正後の租税特別措置法第三十一條の三第一項に規定する土地等又は建物等と同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る新法附則第三十四條の三第三項の規定の適用については、同項中「同条第五項」とあるのは、「同条第四項」とする。

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例等に関する経過措置)
第十四條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第十七條の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十八條第一項に規定する資産の譲渡がある場合における新法附則第三十五條第一項の規定の適用については、同条第一号中「又は第三十六條第一項」とあるのは「若しくは第三十六條第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第十七條の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十八條第一項若しくは第二項」と、「同法」とある

るのは「租税特別措置法」とする。

(山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置)
第十五條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する山林所得を有する場合における平成七年度分までの個人の市町村民税の所得割の納期限については、旧法附則第三十五條の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「租税特別措置法第四十一條の八第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の租税特別措置法(以下本条において「改正前の租税特別措置法」という。)第四十一條の六第一項」と、「同法第四十一條の八第一項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第四十一條の八第一項」と、同条第二項中「租税特別措置法第四十一條の八第一項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第四十一條の八第一項」と、同条第三項中「租税特別措置法」とあるのは「改正前の租税特別措置法」と、同条第四項中「第四十一條の八第一項」とあるのは「第四十一條の六第五項」と、「第四十一條の八第一項」とあるのは「第四十一條の八第五項第一号」と、同条第五項中「租税特別措置法第四十一條の八第七項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第四十一條の六第七項」とする。

(罰則に関する経過措置)
第十六條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項の表以外の部分中「新法」を

「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正後の地方税法」に改め、同項の表附則第十七条の二第一項の項中、「第三十八条第五項」を「又は第三十八条第五項」に、「附則第三十八条第五項」を「又は附則第三十八条第五項」に改め、同表附則第十九条の四第二項の項を次のように改める。

附則第十九条の四第二項	「前項」とあり、及び「附則第十八条第一項」とあるのは「附則第十九条の四第一項」	「前項の「前年度分」とあるのは、地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号。以下本項において「平成五年改正法」という。)附則第九条第三項において読み替えて適用される附則第十九条の四第一項の「前年度分」
「市街化区域農地」「市街化区域農地調整固定資産税額」	「市街化区域農地」と、「前項の規定」とあるのは「平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される附則第十九条の四第一項の規定」	市街化区域農地調整固定資産税額」と、「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前法」という。以下本号において「平成七年改正法」という。)による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正法による改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前の地方税法」という。以下本号において「平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成七年改正前の地方税法附則第十九条の四第一項」と、「平成七年改正前の地方税法」とあるのは「平成七年改正法による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正前の地方税法」

附則第九条第三項の表附則第十九条の四第三項の項中「附則第十九条の四第三項」を「附則第十九条の四第四項」に改め、同表附則第二十七

附則第二十七條の二第二項 「前項」とあり、及び「附則第十八条の二第二項」の「前項の「前年度分の固定資産税」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号。以下本項

第一項」とあるのは「附則第二十七條の二第二項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前年度分の都市計画税」	において「平成五年改正法」という。附則第九条第三項において読み替えて適用される附則第二十七條の二第一項の「前年度分の都市計画税」
第十五条の三まで	第十五条の三まで」と、「前項の規定」とあるのは「平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される附則第二十七條の二第一項の規定」
「前条第四項」	「前条第四項」と、「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前法」という。以下本号において「平成七年改正法」という。)による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正法による改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前の地方税法」という。以下本号において「平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成七年改正前の地方税法附則第十九条の四第一項」と、「平成七年改正前の地方税法」とあるのは「平成七年改正法による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正前の地方税法」

附則第九条第三項の表附則第二十七條の二第三項の項中「附則第二十七條の二第三項」を「附則第二十七條の二第四項」に改め、同表附則第二十九條の六第一項の項中「附則第二十九條の七第一項」に改め、同表附則第二十九條の六第二項の項中「附則第二十九條の六第二項」を「附則第二十九條の七第二項」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正

第十九条 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第三項の規定は、平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、平成六年度分の固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百

十一号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表道府県の項中

「十 臨時財政特別償還」臨時財政特別対策のため昭和六十二年から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 臨時財
十一 財源
十二 減税

政特別償還費 臨時財政特別対策のため昭和六十二年から平成六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
対策償還費 平成六年度の財源対策のため同年度において発行を許可された地方債の額
補てん償還費 個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度の減収を補てんするため同年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

に改め、同表市町村の項第九号

中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表市町村の項中

「十一 臨時財政特別償還」臨時財政年度までの地方債の額

特別対策のため昭和六十三年から平成五の各年度において特別に発行を許可された額

「十一 臨時財政特別償還」臨時財政特別対策のため年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
「十二 財源対策償還」平成六年度の財源対策の許可された地方債の額
「十三 減税補てん償還」個人の市町村民税に係る度の減収を補てんすることと

昭和六十三年から平成六で特別に発行を許可されたため同年度において発行を

に改め、同条第二項の表第三十七号及び第三十九号中「平成五年度」を

特別減税等による平成六年度において特別に起こされた地方債の額

「平成六年度」に改め、同表に次の二号を加える。

四十 平成六年度の一般公共事業等に係る経費に充てため平成六年度において発行を許可された地方債のうち同年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額 千円

四十一 個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度の減収を補てんするため同年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額 千円
地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十一号。以下「地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度の減収額、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例等による消費税率の特例の適用期間の終了による同年度における消費税率の減少に伴う道府県又は市町村に對して譲与される消費税率の減少による同年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表道府県の項中

「十 臨時財政特別償還」臨時財政特別対策のため昭和六十二年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 種別補正
「十一 臨時財政特別償還」臨時財政特別対策のため昭和六十二年度から平成六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 種別補正
「十二 財源対策償還」平成六年度の財源対策のため同年度において発行を許可された地方債の額 種別補正

に改め、同表市町村の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表市町村の項中

政特別償還 臨時財政特別対策のため昭和六十三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 種別補正

「十 臨時財
十一 財源
十二 減税
償還費

政特別債 臨時財政特別対策のため昭和六十二年
度から平成五年度までの各年度におい
て特別に発行を許可された地方債の額
対策債 平成六年度の財源対策のため同年度に
おいて発行を許可された地方債の額
補てん債 個人の市町村民税に係る特別減税等に
よる平成六年度の減収を補てんするた
め同年度において特別に起こすことが
できることとされた地方債の額

種別補正
種別補正
種別補正
に改める。

附則第四条の見出し中「平成六年度」を「平成
七年度」に改め、同条第一項各号列記以外の部
分中「平成六年度」を「平成七年度」に、「二千百
六十億円」を「千八百十億円」に改め、同項第二
号中「平成六年度」にあつては、七兆四千三百二
十五億六千八百二十九千円を平成七年度にあつ
ては、十兆七千七百二十四億六千八百八十二万九
千円に改め、同項第三号中「平成六年度」にあつ
ては、平成五年度における借入金額の額三兆七千

九百五十六億二千八百二十九千円を平成七
年度にあつては、平成六年度における借入金額の額
七兆四千三百二十五億六千八百八十二万九千円に
改め、同項第四号中「平成六年度」にあつては、
二千百三十七億円を「平成七年度」にあつては、
四千三百三十三億円に改め、同条第二項中「平成七
年度から平成二十一年度まで」を「平成八年度か
ら平成二十二年まで」に、「第一項を「前項」
に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成八年度	四千三百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	六千三百二十五億円
平成十三年度	六千九百九十三億四千万円
平成十四年度	千二百六十二億円
平成十五年度	千三百八十八億円
平成十六年度	千五百二十五億円
平成十七年度	千六百七十一億円
平成十八年度	千八百四十八億円
平成十九年度	二千二十九億円
平成二十年度	二千二百三十一億円
平成二十一年度	二千四百五十三億円
平成二十二年	千四百九億円

附則第六条の次に次の一条を加える。
(農山漁村地域活性化対策費の基準財政需要
額への算入)
第六条の二 平成七年度から平成二十二年まで
の各年度に限り、各地方団体に對して交付す
べき普通交付税の額の算定に用いる第十一条

の規定による基準財政需要額は、同条の規定
によつて算定した額に、次の表に掲げる地方
団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの
単位費用に次項の規定により算定した測定単
位の数値を乗じて得た額を加算した額とす
る。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府県	農山漁村地域活性化 対策費	農業、林業及び漁 業の従業者数	一人につき 一、〇八〇円
市町村	農山漁村地域活性化 対策費	農業、林業及び漁 業の従業者数	一人につき 八、四六〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に
掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める
算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示
単位に基づいて、自治省令で定めるところに
より算定する。ただし、当該測定単位の数値
は、農業、林業及び漁業の従業者数の多少に
よる段階その他の事情を参酌して、自治省令
で定めるところにより、補正することができ
る。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
農業、林業及び漁 業の従業者数	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の農業、林業及 び漁業の従業者数(自治省令で定めるものを除く。)	人

別表(第十二条関係)

道府県	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
1 警察費	警察職員数	一人につき	九、九四一、〇〇〇円
2 土木費			
1 道路橋りよう 費			
(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二三八、〇〇〇
(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七、一一九、〇〇〇
2 河川費			
(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一三〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八二五、〇〇〇
3 港湾費			

(1) 經常經費	港灣（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、二〇〇
(2) 投資的經費	港灣における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、九〇〇
4 費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五五〇
(1) 經常經費	人口	一人につき	一、二〇〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	二、八八〇
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	四、八七九、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	四、八五四、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、一八三、〇〇〇
(1) 經常經費	生徒数	一人につき	六二、六〇〇
(2) 投資的經費	生徒数	一人につき	五三、二〇〇
4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	五、一四九、〇〇〇
(1) 經常經費	児童及び生徒の数	一人につき	二二八、〇〇〇
(2) 投資的經費	学級数	一学級につき	一、〇六九、〇〇〇
5 其他的教育費	学級数	一学級につき	一、三七八、〇〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	人口	一人につき	四、七〇〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	五、一一〇
(1) 經常經費	人口	一人につき	五、一一〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	四一九
3 衛生費	人口	一人につき	五、一〇〇
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	一人につき	四九、三〇〇
(1) 經常經費	高齢者人口	一人につき	三、七二〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	七四三
5 労働費	失業者数	一人につき	一、三〇八、〇〇〇
五 産業經濟費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	八九、六〇〇
(1) 經常經費			
(2) 投資的經費			
(1) 經常經費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八〇、八〇〇
(2) 投資的經費	林野の面積	一ヘクタールにつき	四、六五〇
2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	九、一九〇
(1) 經常經費	水産業者数	一人につき	二一八、〇〇〇
(2) 投資的經費	水産業者数	一人につき	八二、七〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	二、三二〇
(1) 經常經費	人口	一人につき	一、七二〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	八二二
4 商工行政費	世帯数	一世帯につき	九、九〇〇
5 其他の諸費	恩給受給権者数	一人につき	一、三九八、〇〇〇
6 災害復旧費	人口	一人につき	四、六八〇
(1) 經常經費	人口	一人につき	四、〇二〇
(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき	一、三三五、〇〇〇
7 地方税減収補てん	地方税の減収補てん	千円につき	七四
8 地方債償還費	地方債の償還	千円につき	九八
9 臨時財政特例債	臨時財政特例債	千円につき	八七
10 臨時財政特例債	臨時財政特例債	千円につき	八七

市町村		の額	
十一 財源対策債償還費		平成六年度の財源対策のため同年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 二九
十二 減税補てん償還費		個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度の減取を補てんするため同年度において特別に起こすことができた地方債の額	千円につき 四八
一 消防費	人口	一人につき	九、七二〇円
二 土木費			
1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一一五、〇〇〇
(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七八七、〇〇〇
(2) 投資的経費			
2 港湾費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	三三、六〇〇
(1) 経常経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、九〇〇
(2) 投資的経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五五〇
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一、二四〇
(1) 経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、三二〇
(2) 投資的経費			
4 公園費	人口	一人につき	五九〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	三四二
(2) 投資的経費			
5 下水道費	人口	一人につき	一五四
(1) 経常経費	人口	一人につき	八七
(2) 投資的経費			
6 その他の土木費	人口	一人につき	一、四八〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	六七三
(2) 投資的経費			

三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	四四、一〇〇
(1) 経常経費	学級数	一学級につき	八〇一、〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	七、八六八、〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	六二四、〇〇〇
(1) 経常経費	学級数	一学級につき	三七、六〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一、〇〇五、〇〇〇
3 高等学校費	学級数	一学級につき	八、八九八、〇〇〇
(1) 経常経費	学級数	一学級につき	六二四、〇〇〇
(2) 投資的経費			
4 その他の教育費	教職員数	一人につき	七、一九四、〇〇〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	六一、四〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三四、六〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	人口	一人につき	七、〇一〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	三七四
(2) 投資的経費			
2 社会福祉費	市部人口	一人につき	四、五〇〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	五、二五〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五四〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	三、三五〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	
(2) 投資的経費			
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	一人につき	八〇、三〇〇
(1) 経常経費	高齢者人口	一人につき	三、四〇〇
(2) 投資的経費			
5 清掃費	人口	一人につき	六、九四〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	七五五
(2) 投資的経費			
6 労働費	失業者数	一人につき	一、三〇八、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	五一、二〇〇
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	四四、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇三〇
2 商工行政費	人口	一人につき	
(1) 経常経費			
(2) 投資的経費			
3 その他の産業経済費			
(1) 経常経費			
(2) 投資的経費			

項目	単位	平成八年度	平成九年度	平成十年度	平成十一年度	平成十二年度	平成十三年度	平成十四年度	平成十五年度	平成十六年度	平成十七年度	平成十八年度	平成十九年度	平成二十年度	平成二十一年度	平成二十二年
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	六三、四〇〇														
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一〇一、〇〇〇														
六 その他の行政費																
1 企画振興費	人口	四、二五〇														
(1) 経常経費	人口	一、二三〇														
(2) 投資的経費	人口	一〇、五〇〇														
2 徴税費	世帯数	四、八五〇														
3 戸籍住民基本台帳費	世帯数															
4 その他の諸費	人口	一一、五〇〇														
(1) 経常経費	面積	一、二六四、〇〇〇														
(2) 投資的経費	面積	二、〇〇〇														
七 災害復旧費	面積	五二六、〇〇〇														
八 辺地対策事業債償還費	千円につき	八〇〇														
九 地方税減収補てん償還費	千円につき	七四														
十 地域財政特例対策償還費	千円につき	九八														
十一 臨時財政特例償還費	千円につき	八七														

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中、平成

年度	控除額
平成八年度	四十二億六千五百五十万円
平成九年度	四十七億七千七百一十二万円九千円
平成十年度	五十二億八千八百八十二万円九千円
平成十一年度	五十七億九千九百九十九万円九千円
平成十二年度	六十二億一千一百一十六万円九千円
平成十三年度	六十七億二千二百三十三万円九千円
平成十四年度	七十二億三千三百五十万円九千円
平成十五年度	七十七億四千四百六十七万円九千円
平成十六年度	八十二億五千五百七十九万円九千円
平成十七年度	八十七億六千六百九十一万円九千円
平成十八年度	九十二億七千八百零三万円九千円
平成十九年度	九十七億八千九百一十五万円九千円
平成二十年度	一〇二億九千零二十七万円九千円
平成二十一年度	一〇七億九千一百三十九万円九千円
平成二十二年	一一二億九千二百五十一万円九千円

平成二十三年度	百十九億円
平成二十四年度	百一十六億円
平成二十五年度	百一十億円
平成二十六年度	百一十億円
平成二十七年	千二百五十二億円
平成二十八年	千三百九億円
平成二十九年	千三百六十七億円
平成三十年	千四百二十九億円
平成三十一年	千四百九十三億円
平成三十二年	千五百六十一億円
平成三十三年	千六百三十億円
平成三十四年	千七百三億円
平成三十五年	千八百六十一億円
平成三十六年	千八百六十四億円
平成三十七年	二千九百九十三億円

附則第六条中「平成六年度」を「平成七年度」に改める。
 附則第七条中「平成六年度」を「平成七年度」に、「千七百六十億円」を「千八百十億円」に改める。
 「平成七年度から平成二十一年度まで」を「平成八年度から平成二十二年まで」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成八年度	四千三百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	六千三百二十五億円
平成十三年度	六千九百九十三億四千万円
平成十四年度	千二百六十二億円
平成十五年度	千三百八十八億円
平成十六年度	千五百二十五億円
平成十七年度	千六百七十一億円
平成十八年度	千八百四十八億円
平成十九年度	二千二十九億円
平成二十年度	二千二百三十一億円
平成二十一年度	二千四百五十三億円
平成二十二年	千四百九億円

（地方財政法の一部改正）
 第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。
 第三十二條の二中「平成七年度」を「平成十七年度」に改める。

附 則

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用する。

（平成七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
 第三条 平成七年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額を道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。

2 前項各号に掲げる額の合算額（以下この項において「減収見込額」という。）は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方公共団体の種類	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	一 道府県民税の所得割 二 消費譲与税	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額 前年度の消費譲与税の譲与額
市町村	一 市町村民税の所得割 二 消費譲与税	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額 前年度の消費譲与税の譲与額

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）
 第四条 第一条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成七年度

分の予算から適用する。

平成七年四月三日印刷

平成七年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E